認め合い 支え合い 響き合う 男女共同参画社会の実現をめざして

第 2 次枕崎市 男女共同参画プラン



鹿児島県枕崎市

男女共同参画社会

すべての人々が、

その人権を尊重され

性別に関わりなく

その個性と能力を

十分に発揮できる社会です。

男女共同参画社会をつくる 女性にとっても男性にとっても生きやすい社会をつくること

男女共同参画社会基本法より

はじめに

少子高齢化の進行や高度情報化の進展,家族形態や個々のライフスタイルの複雑多様化など,私たちを取り巻く環境は今なお変化し続けており, これらに的確に対応した地域社会づくりを進めていくためには,すべての 人がその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

国が「男女共同参画社会の形成」を21世紀における最重要課題と位置づけ施策を推進する中、本市においても、平成14年度に「枕崎市男女共同参画プラン」を策定し、性別による固定的な役割分担意識や根強い慣習等をなくし、女性も男性も個人として尊重され、その能力を十分に発揮し積極的に社会参加できる社会の実現に向けた取組をこれまで進めてきた結果、一定の成果を得ることができました。

そこで、この取組を更に前進させるため、ここに「第2次枕崎市男女共同参画プラン」を策定いたしました。今回のプランは、これまでの取組の成果を土台に「男女共同参画に関する市民意識調査」を始め多くの市民の皆さんのご意見をお聞きしながら、本市にふさわしい真の男女共同参画社会の実現のために今後取り組むべき施策を十分に盛り込んだものとなっています。

なお、プランの推進に当たっては、市民の皆様と行政が今まで以上に一体となって取り組むことにより、「人と物が豊かに交流し、協働で築く活力創造都市枕崎」の構築へとつなげていきたいと考えています。

最後になりましたが、このプランの策定に当たり貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様、枕崎市男女共同参画推進懇話会の皆様、市内各業界を始めとする関係機関の皆様に対し、厚くお礼を申し上げます。

平成24年3月

枕崎市長 神 園 征

目 次

第1章	プランの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1	プラン策定の趣旨
2	プランの性格
3	プランの期間
第2章	プラン策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
1	世界の動き
2	日本の動き
3	鹿児島県の動き
4	枕崎市の動き
5	社会・経済環境の変化
第3章	プランの基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
1	基本理念
2	基本目標
3	プランの体系
第4章	プランの内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
重点的	りに取り組むこと
1	男女共同参画社会についての多様な学習機会の充実・・・・・・・・・・・17
2	人権に関する教育・学習における男女共同参画概念の浸透・・・・・・・・・ 18
3	男女共同参画の推進を担う人材の育成・・・・・・・・・・・・・20
4	男女共同参画の視点に立った慣行の見直し・・・・・・・・・・・・21
5	すべての人の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備・22
6	男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援・・・・・・25
7	性別にかかわりなく多様な生活形態を支援する環境の整備・・・・・・・・・27
8	仕事と生活の調和を図るための環境の整備・・・・・・・・・・・・29
9	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・30
10	地域生活の実感に根ざした多様な個人・主体の参画による協働の地域づくりの実践
	こ向けて,男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくり・・・・・・・・3 1
11	男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備 ・・・・・・・・・・32
参考資料	
	女共同参画社会基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
	子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(抜粋)・・・・・・・・・・3 8
雇用	用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律・・・・・・・44
配价	男者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律・・・・・・・・・・・5 1
	見島県男女共同参画推進条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57
	奇市男女共同参画推進委員会設置規程・・・・・・・・・・・・・・・6C
	奇市男女共同参画推進懇話会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・61
	奇市男女共同参画プラン策定にご尽力いただいた方々(敬称略)・・・・・・・・・ 62
男な	女共同参画社会の形成の促進に関する国内外及び本県の動き・・・・・・・・・ 63

第1章 プランの概要

1 プラン策定の趣旨

平成11年に制定された男女共同参画基本法により,男女共同参画社会の実現は, 21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題と位置づけられています。

「男女共同参画社会」とは,すべての人が,性別にとらわれることなく,それぞれの個性や能力を十分に発揮し,家庭,地域,職場等のあらゆる分野に責任を持って参画できる社会のことであり,男女共同参画社会を実現することは,基本的人権の亨有と個人の尊重,法の下での平等という日本国憲法の理念に沿った,真に豊かで活力のある地域社会の構築につながります。

このプランは、平成14年に策定した「枕崎市男女共同参画プラン」に基づく取組の成果を踏まえ、今後10年間における男女共同参画社会の実現に向けた本市の取り組むべき総合的施策の基本方針を示したものであり、今後、このプランに示した基本方針に基づき、市民と行政が一体となって男女共同参画社会の実現に向けて実効ある具体的施策を展開していきます。

2 プランの性格

- (1) このプランは,男女共同参画社会基本法(平成11年6月公布・施行)の趣旨を踏まえて策定します。
- (2) このプランは,男女共同参画社会基本法第14条第3項,鹿児島県男女共同参画 推進条例第7条第1項に基づく男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な計 画です。
- (3) このプランは,男女共同参画社会基本法に基づく法定計画である「男女共同参画基本計画(第3次)」(平成22年12月閣議決定)を上位計画とし,枕崎市総合振興計画やそれに基づく部門別計画との整合性を図りながら策定します。
- (4) このプランは、地域の特性を考慮し、市民の意見を反映するために、平成23年に実施した「男女共同参画社会についての市民意識調査」の結果や、枕崎市男女共同参画推進懇話会からの提言、市職員からなるワーキンググループにおける議論などを踏まえて策定します。

3 プランの期間

このプランの計画期間は、平成24年度を初年度とする平成33年度までの10年間とします。

また,国内外情勢の動向や社会・経済環境の変化に対応し,必要に応じて見直し を行います。

第2章 プラン策定の背景

1 世界の動き

「国連憲章」と「世界人権宣言」、「女性に対する差別撤廃宣言」

第2次世界大戦後,国際連合(以下「国連」といいます。)において基本的人権,人間の尊厳及び価値,男女の同権についての信念を再確認する「国連憲章」が採択されました。昭和21(1946)年,国際的に女性の地位向上を図るために,国際経済社会理事会に「女性の地位委員会」が設置されました。

また,国連総会において,昭和23(1948)年にすべての人々の基本的人権の尊重は世界における自由・正義・平和の基盤であるとする「人権に関する世界宣言」(世界人権宣言)が,昭和42(1967)年に実質的な男女平等を実現するための「女性に対する差別撤廃宣言」が採択されました。

「国際女性年」と「国連女性の十年」

昭和50(1975)年の国連総会において,女性の地位向上のための世界規模の行動を促進するために,この年が国際女性年と定められました。これを受けて,同年,メキシコ・シティで「国際女性年世界会議(第1回世界女性会議)」が開催され,「平等・開発・平和」をテーマに女性の地位向上を目指すうえで各国がとるべき措置の指針となる「世界行動計画」が採択されました。この翌年の昭和51(1976)年から昭和60(1985)年の「国連女性の十年」では,「世界行動計画」をもとに女性の地位向上の取組が世界規模で行われました。

「女性差別撤廃条約」

昭和54(1979)年の国連総会において,国連憲章や世界人権宣言に基づいて,女性に対するあらゆる形態の差別撤廃を締約国に義務づけた「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女性差別撤廃条約)が採択されました。この条約は,実質的な男女平等の実現に向けて,法律・制度,文化・習慣などの見直し,修正,廃止の措置をとるよう要求しており,各国において男女平等に向けた施策が具体的に推進される契機となりました。

「国連女性の十年」の総括~「ナイロビ将来戦略」~

「国連女性の十年」の最終年である昭和60(1985)年には,ナイロビで「国連女性の十年最終年世界会議」(第3回世界会議)が開催され,「2000年に向けての女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」(ナイロビ将来戦略)が採択されました。これは,「あらゆる問題は女性問題である」という見解に立った画期的なものであり,これ以降,男女平等は孤立した個別の問題ではなく,人間のあらゆる活動分野に絡むものであるという認識が広まりました。

20世紀の総括~「世界人権会議」と「国際・人口開発会議」~

1990年代は20世紀の総括と21世紀社会の展望のために、各分野の世界会議が開催されました。平成5(1993)年には、ウィーンで「世界人権会議」が開催され、このとき採択された「ウィーン宣言及び行動計画」には、「女性の人権は普遍的人権である」と明記されました。女性に対する暴力は、人権問題と位置づけられ、公私のあらゆる場での暴力

の撤廃が示されました。また、同年の国連総会において「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されました。平成6(1994)年には、カイロで「国際・人口開発会議」が開催され、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)」が人権の一部であると確認されました。

「第4回世界女性会議」と「北京宣言」・「行動綱領」

平成7(1995)年には,「ナイロビ将来戦略」の見直しと評価のために,北京で開催された「第4回世界女性会議」において,「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。この「行動綱領」では,貧困,教育,健康などの12の重要な問題領域について,西暦2000年に向けて取り組むべき戦略目標や具体的行動が示されました。また,各国に国内行動計画の策定が求められました。

「女性2000年会議」と「北京+10」

平成12(2000)年,「北京宣言」と「行動綱領」の実施状況の検討・評価と,安全実施に向けた戦略協議のために,ニューヨーク国連本部で「女性2000年会議」が開催されました。

「行動綱領」が完全に履行されていないという認識のもと,「行動綱領」の完全かつ速やかな実施を確保するために「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」(成果文書)が採択されました。

「北京宣言」と「行動綱領」の採択後10年となる平成17(2005)年,「北京宣言」と「行動綱領」並びに「女性2000年会議」での「成果文書」の実施状況の検討・評価と, 更なる実施に向けた今後の課題や戦略を協議するために,ニューヨークで「北京+10(プラステン)」世界閣僚級会合が開催されました。

女性差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する最終見解

日本政府は,女性差別撤廃に基づいて平成20(2008)年4月に第6回政府報告を提出し,これに対する女性差別撤廃委員会の検討(consideration)が7月23日にニューヨークにおいて実施されました。この検討を踏まえ,平成21(2009)年8月にわが国の報告に対して同委員会から,婚姻適齢,離婚後の女性の再婚禁止期間などの民法改正や,女性差別撤廃条約選択議定書の批准の検討の継続,雇用及び政治的・公的活動への参画促進のための暫定的特別措置の実施など,21項目に及ぶ関心事項及び勧告が最終報告として出されています。

2 日本の動き

「婦人問題企画推進本部」と「国内行動計画」

国内の男女共同参画社会の実現に向けた取組は、昭和50(1975)年の「国際女性年」によって新しい段階を迎え、女性の地位向上のための国内本部機構としての「婦人問題企画推進本部」と有識者から成る「婦人問題企画推進会議」が設置されました。昭和52(1977)年に、第1回世界女性会議での「世界行動計画」を受けて、昭和61(1986)年までを対象とした「国内行動計画」が策定されました。

「女性差別撤廃条約」批准に向けた法・制度の整備

昭和55(1980)年,「女性差別撤廃条約」に署名し,その批准に向けて法制度の整備が進められました。昭和59(1984)年に「国籍法」「戸籍法」が改正されました。また,昭和60(1985)年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者

の福祉の増進に関する法律」(男女雇用機会均等法)が制定され,同年,「女性差別撤廃条約」を批准しました。

男女共同参加型社会の形成を目指す~「新国内行動計画」~

昭和62(1987)年には,「ナイロビ将来戦略」を受けて,「男女共同参加型社会」の形成を目指す「西暦2000年に向けての新国内行動計画」(新国内行動計画)が策定されました。

「共同参加」から「共同参画」へ~「新国内行動計画」第一次改定~

平成3(1991)年に,「新国内行動計画」策定以降の国内外の動向を踏まえて,「新国内行動計画」の第一次改定が行われました。「社会のあらゆる分野に男女が共同して参画することが不可欠である」という考えのもとに,「男女共同参画型社会の形成」を目指すこととしました。

「男女共同参画推進本部」と「男女共同参画審議会」

平成6(1994)年には,男女共同参画社会の形成に向けて「婦人問題企画推進本部」を 改組し,「男女共同参画推進本部」が設置されました。また,内閣総理大臣の諮問機関と して「男女共同参画審議会」が設置されました。

「男女共同参画ビジョン」と「男女共同参画2000年プラン」

平成8(1996)年,男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」が答申されました。このビジョンは,第4回世界女性会議の成果を踏まえ,男女共同参画社会に向けて,目指すべき方向とその道筋を提案したものです。同年,「北京宣言」,「行動綱領」及び「男女共同参画ビジョン」を踏まえた「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

「男女共同参画社会基本法」

平成11(1999)年,「男女共同参画社会基本法」が制定されました。この法律は男女共同参画社会の形成を我が国の最重要課題と位置づけ,男女共同参画社会の形成の基本的な枠組みを定め,社会のあらゆる分野における取組を総合的に推進することを目的としています。

「男女共同参画基本計画」

平成12(2000)年には,男女共同参画社会基本法の法定計画として,「男女共同参画基本計画」が策定されました。この計画は,国連特別総会「女性2000年会議」の成果を踏まえ,「男女共同参画2000年プラン」を基礎として策定されています。あらゆる社会システムへ男女共同参画の視点を反映することを重視し,男女共同参画社会を形成するための具体的な道筋が示されました。

「内閣府男女共同参画局」

平成13(2001)年,中央省庁再編を経て,男女共同参画社会の形成を省庁横断的に進めるために,内閣府に「男女共同参画局」が設置されました。さらに,国内本部機構の整備と推進体制の一層の強化のため「男女共同参画推進本部」と,男女共同参画社会基本法を設置根拠とする「男女共同参画会議」が設置されました。

「配偶者暴力防止法」

平成13(2001)年,「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」 (配偶者暴力防止法)が制定されました。この法律は,配偶者等からの暴力に関する通報, 相談,保護,自立支援等の体制を整備し,配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護を目 的としています。

この法律は、制定後3年ごとに施行状況を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講

ずることとなっています。そのため、平成16(2004)年、平成19(2007)年と改正されており、被害者の保護強化のために暴力定義が拡大され、保護命令制度も拡充されています。また、平成19(2007)年の改正より、市町村による配偶者からの暴力防止と被害者保護のための基本計画策定や配偶者暴力支援センターの設置が努力義務となりました。また、平成16(2004)年には、同法に基づいて、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策について基本方針が策定されました。

「第2次男女共同参画基本計画」

平成17(2005)年には,「男女共同参画基本計画」による取組を評価・総括し,第2次「男女共同参画基本計画」が策定されました。また,新たな取組を必要とする分野(科学技術,防災,災害復興,地域おこし,まちづくり,観光,環境)における男女共同参画の推進や男女の性差に応じた的確な医療の推進などが重点事項となっています。

女性差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する最終見解を受けて

平成21(2009)年8月,女性差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する最終見解が女性差別撤廃委員会から出され,「最終見解に指摘されている課題への取組等を通じて,一人ひとりが生きがいを実感でき,人間らしく生きられる社会づくりに不可欠な最重要課題である男女共同参画社会を実現していくことが重要である」とのメッセージが内閣府特命担当大臣から出されています。

「第3次男女共同参画基本計画」

平成22(2010)年には,「男女共同参画基本計画(第2次)」による取組を評価・総括し,「第3次男女共同参画基本計画」(平成22年12月閣議決定)が策定されました。第3次基本強調している視点は,『「女性の活躍による経済社会の活性化」「男性,子どもにとっての男女共同参画」「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」「女性に対するあらゆる暴力の根絶」「地域における身近な男女共同参画の推進」』と5つ挙げられています。また,今後取り組むべき喫緊の課題は,『「実効性のある積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進」「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」「雇用・セーフティネットの再構築」「推進体制の強化」』となっています。

3 鹿児島県の動き

「青年婦人課」「婦人行政推進連絡会議」「婦人問題懇話会」

昭和54(1979)年,婦人問題に関する担当窓口が青少年婦人課に設置され,総合的・効果的な施策の推進に向けた「鹿児島県婦人行政推進連絡会議」及び「鹿児島県婦人問題懇話会」が設置されました。

「婦人対策基本計画」

昭和56(1981)年に「鹿児島県婦人対策基本計画」が策定され,昭和60(1985) 年の「鹿児島県総合基本計画」には「婦人地位向上の推進」が明記されました。

「鹿児島女性プラン21」

平成2(1990)年の「鹿児島県総合基本計画」に「男女共同参加型社会の形成」が施策の基本方針として明記され、同年「婦人対策室」が設置されました。翌年には、「婦人対策室」が「女性対策室」と改称されました。また、「鹿児島女性プラン21」が策定されるとともに「鹿児島女性行政連絡会議」と「鹿児島女性プラン21推進会議」が設置されました。

「かごしまハーモニープラン」と「鹿児島県男女共同参画推進条例」

平成11(1999)年に,国の「男女共同参画2000プラン」を踏まえた「かごしまハーモニープラン」が策定されるとともに,「鹿児島県男女共同参画推進本部会議」と「かごしまハーモニープラン推進懇話会」が設置されました。また,平成13(2001)年に「鹿児島県男女共同参画推進条例」が制定されました。

「鹿児島県男女共同参画センター」

平成15(2003)年に「青少年男女共同参画課・男女共同参画係」が設置されました。 また,同年,男女共同参画社会づくりに関する学習・研修,相談,情報提供など活動の拠 点施設として「鹿児島県男女共同参画センター」が開設されました。

「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」

配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する動きとして,平成17(2005)年には,「支援者のためのDV被害者相談対応マニュアル」が作成されました。また,翌年,「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」が策定されました。

「鹿児島県男女共同参画基本計画」

平成20(2008)年3月には、これまでの「かごしまハーモニープラン」に基づく取組の成果や課題を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた新たな行動計画として、鹿児島県男女共同参画推進条例第10条第1項の規定に基づき「鹿児島県男女共同参画基本計画」が策定されました。

4 枕崎市の動き

平成11年4月,男女共同参画に関する施策の企画及び推進に資するため,必要な事項を調査審議し,市長に提言を行う枕崎市男女共同参画推進懇話会を設置するとともに,庁内で男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため,助役を委員長,教育長を副委員長,課長を委員とする枕崎市男女共同参画推進委員会を設置して,平成14年3月に「枕崎市男女共同参画プラン」を策定し,男女共同参画社会の推進に取り組んできました。

平成23年5月,男女共同参画社会について市の実態を把握するために「枕崎市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施し,この調査結果を今回の計画策定の基礎資料としています。

今回「枕崎市男女共同参画プラン」の計画期間の終了(平成23年度)に伴い,男女共同参画社会の実現に向けた施策を更に推進すべく新たなプランを策定し,市民と行政が一体となって,具体的な施策をより一層推進することとしています。

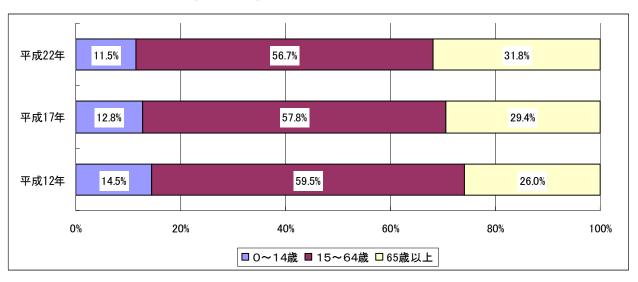
5 社会・経済環境の変化

(1) 人口減少,少子高齢社会の進展

市の総人口は,平成12年26,317人,平成17年25,150人,平成22年23,638人と減少してきています。国勢調査による年齢3区分別人口を見ると,65歳以上の高齢者の割合(高齢化率)は,平成12年26.0%,平成17年29.4%,平成22年31.8%と年々上昇しています。平成22年の鹿児島県の高齢化率は26.5%で,本市は,県全体よりも早いペースで高齢化が進んでおり,市民の3人に1人が高齢者となっています。

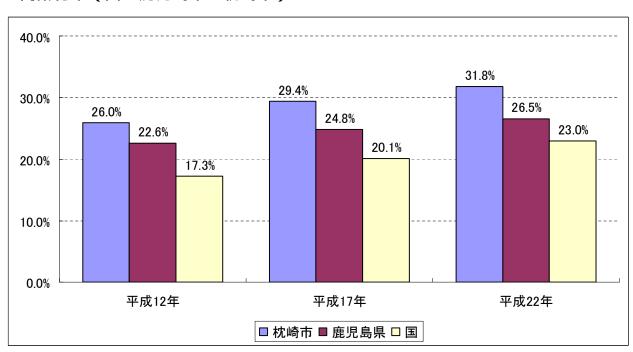
また,鹿児島県の合計特殊出生率(1人の女性が一生の間に産む平均子ども数)の状況は,平成21年は1.56で全国の1.37よりも上回っていますが,ほぼ横ばいで推移しています。

年龄3区分別人口推移(枕崎市)



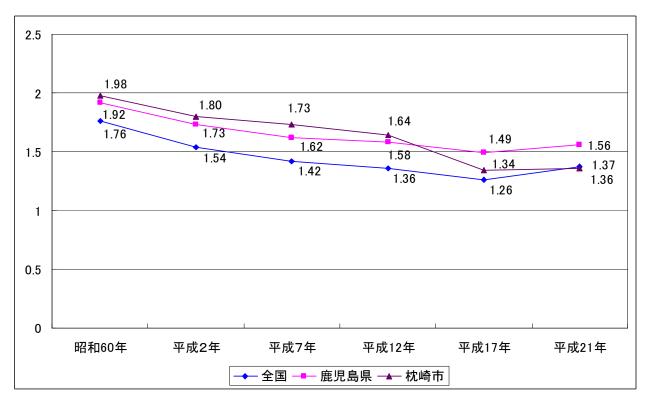
資料:国勢調査

高齢化率(国・鹿児島県・枕崎市)



資料:国勢調査

合計特殊出生率の推移(国・鹿児島県・枕崎市)



資料:鹿児島県

合計特殊出生率

15歳~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとした時の子ども数に相当する。(人口動態等統計査)

単独世帯のうち65歳以上の単独世帯の占める割合(枕崎市)

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
単独世帯数(世帯)	2,922	3,324	3,444
65 歳以上の単独世帯の占める割合(%)	59.5%	56.1%	56.9%

資料:国勢調査

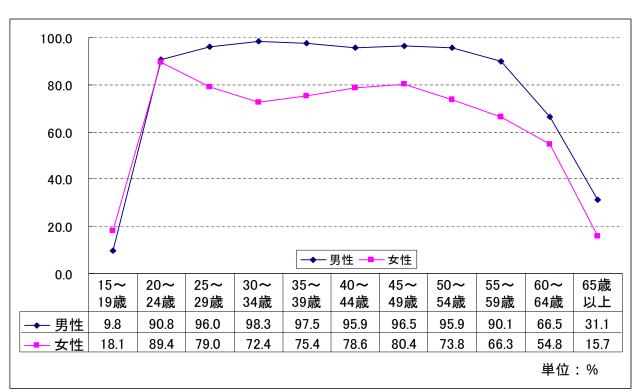
(2) 就業構造の状況

年代別の労働力率を男女別に見ると、下図のようになります。男性は20歳代から50歳代までほぼ同様の割合の人が働いており、グラフは台形になります。一方で、女性は20歳代後半から30歳代前半にかけて働く人の割合が減少し、30歳代後半から40歳代後半にかけて徐々に増加するM字型の曲線(M字曲線)になります。これは、女性の働き方における日本の特徴と言われる「一時就業中断型」を示すもので、本市も同様の状況にあります。

男性の労働力率を見ると,50歳代前半まではほぼ100%近いですが,女性の労働力率は,20代後半から30代前半にかけて減少し,30代後半から40代後半にかけて徐々に上昇しています。これは,結婚や出産・育児などが男性よりも女性の働き方に大きく影響していることを示しています。

平成23年に実施した市民意識調査によると、仕事についている理由は、「生計を維持する」が、男性79.4%、女性が60.5%で男性が多く、「家計の足しにする」が、女性39.5%、男性26.5%と女性が多くなっています。

5歳階級別労働力率(枕崎市)

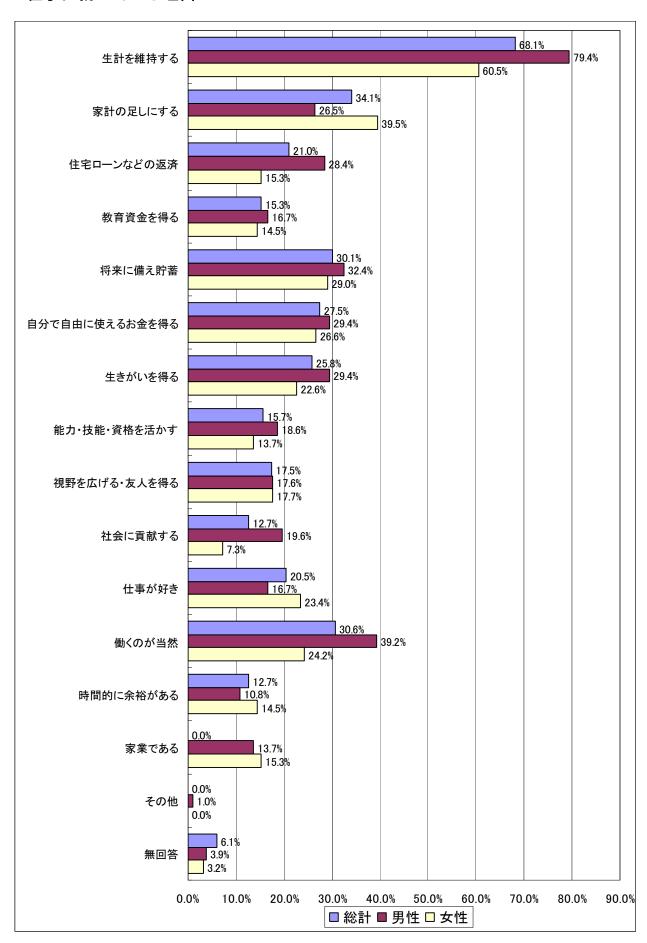


資料:平成17年国勢調査

労働力率 : 15歳以上人口に占める労働力人口の割合

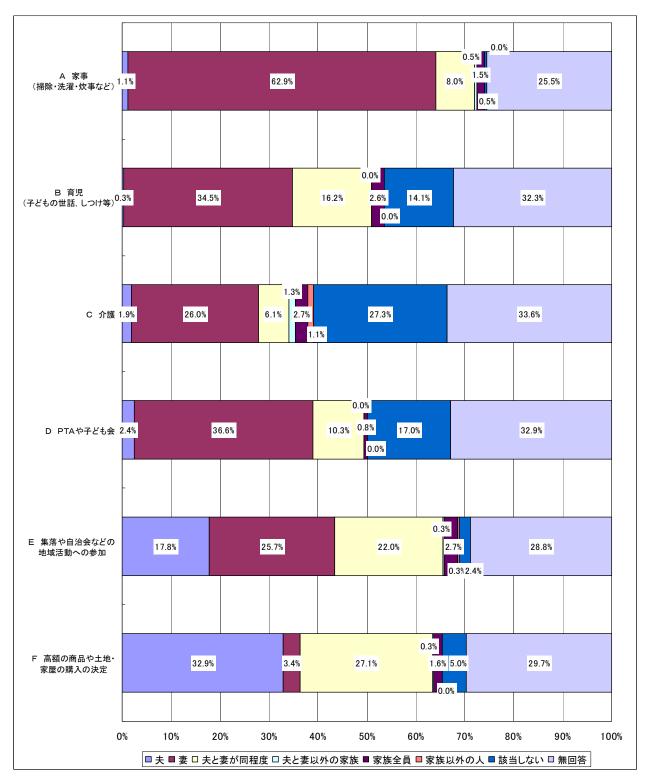
労働力人口:15歳以上人口のうち,就業者と完全失業者を合わせたもの

仕事に就いている理由



資料:男女共同参画に関する市民意識調査(平成23年枕崎市)

家庭内の事柄の役割分担について

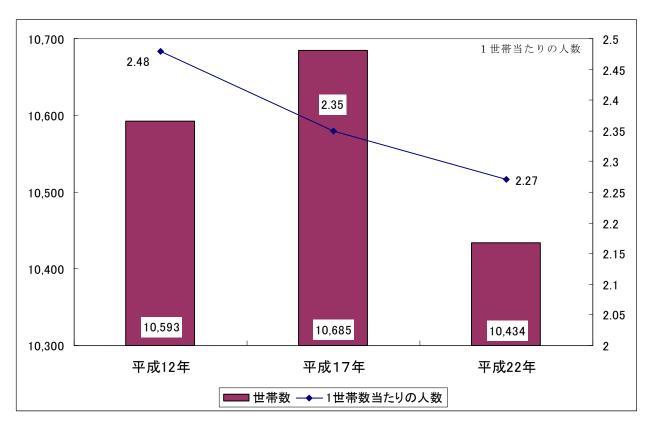


資料:男女共同参画に関する市民意識調査(平成23年枕崎市)

(3) 家族形態・生活形態の多様化

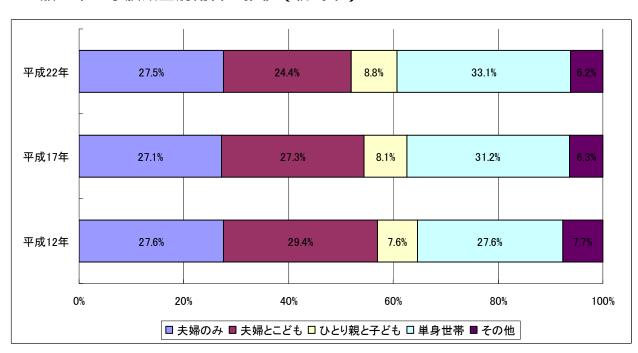
平成22年国勢調査の結果によると,本市の総世帯数は10,434世帯で,平成17年国勢調査の10,685世帯から251世帯減少しています。

人口・世帯数の推移



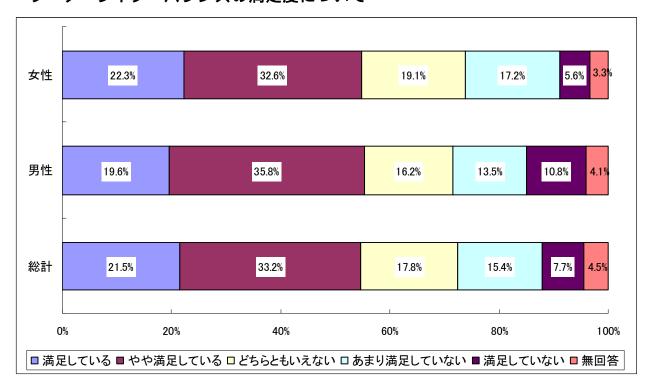
資料:国勢調査

一般世帯の家族類型別割合の推移(枕崎市)



資料:国勢調査

ワーク・ライフ・バランスの満足度について



資料:男女共同参画に関する市民意識調査(平成23年枕崎市)

《参考資料等》

『国連特別総会「女性2000年会議:21世紀に向けた男女平等,開発及び平和」 (非公式訳)』2000年 国際広報連合センター

「世界人権会議 ウィーン宣言及び行動計画」国際連合広報センターホームページ 「1981年の家族的責任を有する労働者条約(第156号)」ILO駐日事務所ホーム ページ

「国連特別総会」「女性2000年会議」概要と評価」外務省ホームページ

「第49回国連婦人の地位委員会(北京+10八イレベル会合」概要と評価)ホームページ

- 「国内行動計画(2000年プラン)」内閣府男女共同参画局ホームページ
- 「男女共同参画白書」(平成13年度版)2001年 内閣府
- 「男女共同参画白書」(平成17年度版)2005年 内閣府
- 「男女共同参画白書」(平成18年度版)2006年 内閣府
- 「男女共同参画白書」(平成19年度版)2007年 内閣府
- 「男女共同参画基本計画」2000年 内閣府男女共同参画局
- 「第2次男女共同参画基本計画」2005年 内閣府男女共同参画局
- 「第3次男女共同参画基本計画」2010年 内閣府男女共同参画局
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」 2004年 内閣府男女共同参画局
 - 「用語集」内閣府男女共同参画局ホームページ
 - 「人口動態統計月報年計(概数)の概況(平成20年)」 厚生労働省
- 「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」2006年 鹿児島県環境生活青少年男女共同参画課

鹿児島県年齢別推計人口調査結果(平成21年10月1日現在) 鹿児島県企画部統計 課

平成2年国勢調査結果 総務省統計局

平成7年国勢調査結果 総務省統計局

平成12年国勢調査結果 総務省統計局

平成17年国勢調査結果 総務省統計局

平成22年国勢調査結果 鹿児島県速報

「逐条解説男女共同参画社会基本法」 2004年 ぎょうせい

第3章 プランの基本的な考え方

1 基本理念

地球環境問題の顕在化や高度情報化の進展など,近年,我が国を取り巻く社会 経済情勢は急速に変化しています。特に少子高齢化の進行が著しい本市などの地 方都市においては,より多くの人がこれからのまちづくりに積極的にかかわって いくことが必要となっています。

そのためには、性別にかかわりなく、すべての人がいろんな場面に参加できる「男女共同参画社会」の形成が極めて重要です。人々の価値観も多様化している中で、性別による固定的な役割分担意識や、地域社会における昔ながらの制度や慣習にとらわれることなく、市民一人ひとりがお互いを尊重し、理解しながら、様々な場面で共に助け合って進んでいくことが求められています。

私たちは、「人と物が豊かに交流し協働で築く活力創造都市」を構築するためにも、男女が互いに認め合い、支え合い、響き合う真の「男女共同参画社会」の 実現に市民と行政が一体となって取り組みます。

2 基本目標

このプランでは、男女共同参画社会を形成する上でその根底をなす基本理念「男女の人権の尊重」が、家庭、地域、職域、学校その他の社会のあらゆる分野で実践される活動に貫かれるよう、市民一人ひとりの意識に深く浸透することを目指して、次の3つの基本目標を定めます。

男女共同参画社会についての理解の浸透

男女の人権の尊重を基盤に多様な生き方を支える環境づくり

男女共同参画の視点に立った地域づくりに関わる推進体制の 整備

3 プランの体系

基本理念 男女が互いに認め合い,支え合い,響き合う 真の「男女共同参画社会」の実現

基本目標

男女共同参画社会についての理解の浸透 男女の人権の尊重を基盤に多様な生き方を支える環境づくり 男女共同参画の視点に立った地域づくりに関わる推進体制の整備

重点的に取り組むこと

- 1 男女共同参画社会についての 多様な学習機会の充実
- 2 人権に関する教育・学習における 男女共同参画概念の浸透
 - 3 男女共同参画の推進を担う 人材の育成
 - 4 男女共同参画の視点に立った 慣行の見直し
 - 5 すべての人の人権を侵害する あらゆる形態の暴力の防止と 救済に向けた環境の整備
 - 6 男女共同参画の視点に立った 生涯を通じた心身の健康に 関する支援

男女共同参画社会づくり協働ですすめる

- 7 性別にかかわりなく 多様な生活形態を 支援する環境の整備
- 8 仕事と生活の調和を図るための環境の整備
 - 9 政策・方針決定過程への 男女共同参画の推進
 - 10 地域生活の実感に根ざした 多様な個人・主体の参画による 協働の地域づくりの実践に向け て,男女共同参画の視点に立っ た地域コミュニティづくり
- 11 男女共同参画社会づくりに 向けた推進体制の整備

「協働ですすめる男女共同参画社会づくり」とは

* 市民,団体,事業所等と行政がそれぞれの役割を果たしつつ,共に力を合わせて男女共同参画社会づくりに取り組むことです。

第4章 プランの内容

重点的に取り組むこと 1

男女共同参画社会についての多様な学習機会の充実

現状と課題

本市においては,これまでも男女共同参画社会の形成の促進に向けて,情報提供 や講座の開催等,学習機会の提供に努めてきました。

しかしながら,平成23年5月に実施した「枕崎市男女共同参画に関する市民意識調査」(以下「市民意識調査」といいます。)の中で,固定的役割分担に関して尋ねたところ,『「男性は仕事,女性は家事・育児」と役割を分担する方がよい』など,ほとんどの項目において肯定的な回答が半数を超えており,依然として性別役割分担意識が根強く,本来尊重されるべき性別にかかわらないすべての人の多様な生き方の選択を阻む要因となっていることがうかがえました。

長年培われてきたこれまでの固定的な意識を改革することは簡単ではありませんが、様々な分野において男女共同参画社会がなぜ必要なのか、実際の体験等を 交えながら、分かりやすく市民へ紹介して進めていく取組をしていきます。

	実施事業	事業内容	担当課
1	男女共同参画に関す	男女共同参画社会について正しく理解するため	企画調整課
I	る研修会の実施	の研修会や講座を実施します。	生涯学習課
2	高齢者ボランティア	高齢者を対象に各分野別のボランティア活動に	福祉課
	の育成	関する学習機会を提供します。	1年11年11末
	教育現場における社	ボランティア体験学習を更に推進します。	学校教育課
	会福祉教育の充実		
3		児童・生徒に確かな職業観,就労観を身につけ	
		させるための男女共同参画の視点に立った職場	
		体験学習等の充実を図ります。	

人権に関する教育・学習における男女共同参画概念の浸透

現状と課題

本市では、これまであらゆる場で人権に関する様々な教育・学習が行われてきました。

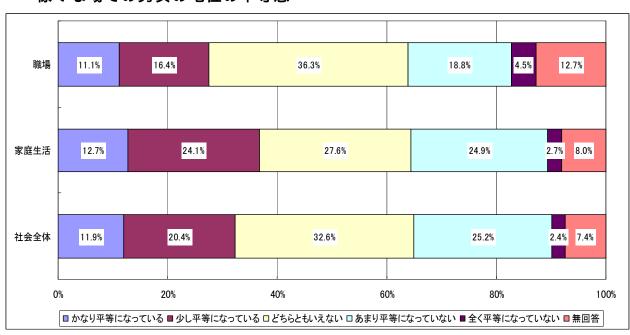
しかし,市民意識調査の中で,男女の地位の平等感について尋ねたところ,「自治公民館等の地域社会」,「政治の場」,「社会通念・習慣・しきたりなど」の分野では,依然として男女平等になっていないと思う割合が高く,しかも,男性よりも女性の方が不平等感を強く示す傾向にあることが分かりました。

特に,「社会通念・慣習・しきたりなど」については,他の分野と比較しても 不平等と思う人の割合が圧倒的に高くなっています。

また,「家庭生活の場」や「法律や制度面」では,全体的には平等と思う割合が高いものの,やはり男性よりも女性の方が不平等感を強く示しています。

これらのことから,「男は仕事・女は家庭」という社会的,文化的につくられた 固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っており,その傾向は男性の方 が強いことがうかがえることから,これらの分野では特に男性に向けた男女平等 意識の啓発を重点課題として,市民への学習会や講習会等の機会を増やし継続し ていく取組を推進します。

様々な場での男女の地位の平等感



資料:男女共同参画に関する市民意識調査(平成23年枕崎市)

	実施事業	事業内容	担当課
4	人権の尊重に関する 情報提供と意識の浸 透	広報紙や研修会等の実施を通して人権の尊重に 関する意識啓発を図ります。	総務課
5	性の尊重に関する情 報提供と意識の浸透	広報紙や研修会等の実施を通して性の尊重に関 する意識啓発を図ります。	総務課
6	学校における男女共 同参画社会に関する 教育の推進	人権同和教育に関する教職員研修を推進します。 人権教育啓発パンフレット等の配布と活用を図ります。 人権に関するポスター及び作文コンテスト等に積極的に応募するように促します。	学校教育課
7	幼稚園・保育園にお ける人権教育への男 女共同参画の視点の 導入	幼少期における人権教育が推進されるよう事業 者への啓発に努めます。	福祉課 企画調整課

男女共同参画の推進を担う人材の育成

現状と課題

市民意識調査の中で,男女の地位の平等感を尋ねたところ,「社会全体の様々な場」においては平等とする意見と不平等とする意見がともに3割程度で,男女とも同様の傾向という結果が出ています。

しかし,「学校教育の場」,「職場」,「家庭生活の場」,「法律や制度面」の分野では全体的には平等と思う割合が高くなっていますが,逆に「自治公民館等の地域社会」,「政治の場」,「社会通念・習慣・しきたりなど」の分野では,依然として男女平等になっていないと思う割合が高くなっており,しかも,「学校教育の場」を除くそれぞれの分野において,男女間に認識の差が顕著に見られます。

また,固定的な性別役割分担意識について見ると,12の設問項目のうち,7つの項目において固定的な性別役割分担意識を肯定する意見が多くなっており,固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っていることがうかがわれます。

性別に関わりなくすべての人が社会の平等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を確保するために、あらゆる団体等と協力連携し、男女共同参画に関する理解を市の隅々まで広めるための取組を更に進めます。

	実施事業	事業内容	担当課
	人権問題に対する指	市職員,枕崎市公民館,家庭教育学級を対象	生涯学習課
8	導者養成の研修	に人権教育研修会を開催し,指導的役割を担	
		う人材の育成に努めます。	
	外国人に対するボラ	市内に在住する外国人に対するボランティア	企画調整課
	ンティアの育成	をはじめ,各種ボランティア活動を担う人材	生涯学習課
9		リストの整備を行います。	工准于目标
		市民活動情報を広報紙やホームページで提供	企画調整課
		します。	正凹侧歪床
	女性リーダーの養成	女性が能力を発揮できる場を拡大するための	企画調整課
10		女性リーダーの養成に努めます。	
		人材に関する情報を収集し,提供します。	
		生涯学習講座の充実に努めます。	生涯学習課

男女共同参画の視点に立った慣行の見直し

現状と課題

社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って生まれ、長い年月を経て確立されてきたものですが、男女共同参画社会の形成という視点から見た場合、現代の社会経済情勢下においては、従来からの男女の置かれてきた立場の違い等を反映して、結果的に男女に中立に機能しない場合があります。

市民意識調査において,固定的な性別役割分担意識に関する8つの項目で,社会全体の様々な場での男女の地位の平等感を尋ねたところ,「かなり平等になっている」「少し平等になっている」を合わせた男女の割合で,8つの項目のうち,「職場」においてだけは,女性の割合(30.2%)が男性の割合(25.6%)を上回る結果となっています。しかしながら,これ以外の「社会全体」や「家庭」では男性は平等だと感じているが,女性は平等でないと感じているという結果が出ています。特に,「政治の場」や「法律や制度上」では,10%以上の開きがあります。

家庭・地域・職域・学校・その他のあらゆる教育等の分野において,男女共同 参画の視点に立った社会制度や慣行の見直しを進めるために,あらゆる機会をと らえ男女共同参画について確かな理解を定着させるための広報や学習を展開しま す。

また,行政の施策についても,男女共同参画社会の形成の促進に直接に関係する施策の展開にとどまらず,結果的に男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすものがあることも視野に入れた上で,男女共同参画の視点に立ち全庁的に施策の見直しを進めます。

	実施事業	事業内容	担当課
	男女共同参画の視点	制度や慣行についての見直しを促進するための	企画調整課
11	に立った社会制度・	学習機会と情報の提供に努めます。	生涯学習課
' '	慣行の見直しのため		
	の意識啓発		
	職場における差別的	事業主や事業所を対象に,職場における慣習の	水産商工課
12	慣行・制度について	見直しとセクシュアル・ハラスメントの防止に	
	の改善するための啓	向けた研修の実施や情報の提供に努めます。	
	発		

すべての人の人権を侵害するあらゆる形態の 暴力の防止と救済に向けた環境の整備

現状と課題

市民意識調査によると、配偶者からの暴力を受けた経験については、どの項目も「まったくない」という回答が7割以上と最も多い中、「身体に対する暴力」で15.7%、「精神的嫌がらせ」で15.6%、「恐怖を感じるような脅迫」で7.2%、「性的行為の強要」で7.4%が「経験がある」と回答しています。

どの項目でも、被害を受けた経験は男性よりも女性の方が圧倒的に多く、「身体に対する暴力」や「精神的嫌がらせ」では女性の5人に1人が、「性的行為の強要」では女性の9人に1人が経験しています。

配偶者等から暴力を受けたときの相談先については,「誰にも相談しなかった(できなかった)」が72.9%と最も多く,「家族や親戚」と「友人や知人」が合わせて67.8%と続いており,男女とも同様の傾向を示しています。

配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメント^{※1}は,被害者の人権を著しく侵害する行為です。

これらの暴力の被害者の多くは女性であり、その背景には、男女の固定的な役割分担意識、経済力の格差、上下関係など、性別に由来する構造的な問題がかかわっています。

しかしながら,依然としてこれらの暴力を個人的な問題としてとらえる意識は 根強く,潜在化する傾向にあります。

特に、配偶者等からの暴力(以下「DV」^{*2}といいます。)に関しては、平成13年10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV防止法」といいます。)が施行され、それまで家庭内における個人的な問題とされてきた認識から、社会的性別(ジェンダー^{*3})に由来する構造的な問題であるという認識に基づく社会的な取組が進められてきました。

さらに、平成19年7月のDV防止法改正において、市町村においてもこのプランの策定が努力義務として規定されたことに伴い、今後、本市においても、DVの根絶に向けた総合的な施策展開に取り組みます。

1 セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的な言動などの嫌がらせのことをいう。最近では,職場のみならず,学校でのセクシュアル・ハラスメントも問題になっている。身体への不必要な接触,性的関係の強要,性的うわさの流布,衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など様々な態様のものが含まれる。

2 配偶者等からの暴力(ドメスティック・パイオレンス/DV)

配偶者,恋人,同棲相手,元配偶者,以前つきあっていた恋人など,親密な関係にある,又はあった者からふるわれる暴力のことです。

配偶者等からの暴力には、殴ったり蹴ったりするなど直接何らかの有形力を行使する身体的な暴力、心無い言動により相手の心を傷つけるなど精神的な暴力、嫌がっているのに性的行為を強要するなど性的な暴力、経済力を奪う等経済的な暴力など様々な形態が存在します。

3 ジェンダー

人間には生まれついての生物学的性別(セックス / SEX)がある。一方,社会通念や慣習の中には,社会によって作り上げられた「男性像」,「女性像」があり,このような男性,女性の別を「社会的性別」(ジェンダー / gender)という。「社会的性別」は,それ自体に良い,悪い価値を含むものではなく,国際的にも使われている。

	実施事業	事業内容	担当課
	配偶者等に対する	配偶者等からの暴力により緊急・一時的に母子	福祉課
12	あらゆる暴力の発	を保護することが必要な場合等にシェルター等	
13	生を防ぐ環境づく	の情報を提供し,保護に努めます。	
13 14 15 16 17	りの推進		
	配偶者等からの暴	電話・電子メールでの相談体制の充実に努めま	福祉課
1 1	力に対する支援・	す。	
14	問題に関する相談	市民が気軽に利用できる各分野ごとの窓口設置	
	体制の整備	に努めます。	
	セクシュアル・ハ	職場,地域社会などにおけるセクシュアル・ハ	総務課
1 5	ラスメント等の防	ラスメント等の防止のための研修や広報・啓発	学校教育課
13	止に向けた研修の	を行います。	企画調整課
	実施・意識啓発		
	青少年の性の尊重	性教育に関する職員研修を実施します。	保健体育課
16		性の商品化等の有害な環境から青少年を守る取	
		組の強化に努めます。	
	多様な機会をとら	暴力を許さないという認識を地域社会に徹底す	企画調整課
	えた広報・啓発の	るため,広報紙や市のホームページなどを活用	
17	推進	した広報を実施するとともに,多くの市民が集	
' '		まる場所において,リーフレットを配布するな	
		ど多様な機会をとらえた広報・啓発を推進しま	
		す。	
	問題解決を暴力に	家庭,地域,職場,学校その他の社会のあらゆ	企画調整課
	頼らないコミュニ	る分野で , 問題解決を暴力に頼ることのないコ	
18	ケーションについ	ミュニケーションが行われるよう,広報紙等を	
	ての広報・啓発の	活用した広報・啓発に努めます。	
	推進		
	広報紙やリーフレ	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広	企画調整課
1 0	ット等を活用した	め,配偶者等からの暴力を許さないという認識	
	啓発の実施	を徹底させるため,広報紙などを活用した広	
		報・啓発を実施します。	
	啓発用リーフレッ	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域	企画調整課
20	トの活用	社会に広めるために,国・県等が作成した啓発	
		用リーフレットを配布します。	

	講演会や研修会等	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広	企画調整課
21	の開催による啓発	め,配偶者等からの暴力を許さないという認識	
2	の実施	を徹底させるため,講演会や研修会を実施しま	
		す。	
	県男女共同参画セ	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域	企画調整課
22	ンター等における	社会に広めるために,県男女共同参画センター	
2 2	講演会等の情報提	や近隣自治体における講演会や研修会の開催日	
	供	程等の情報提供に努めます。	
	「女性に対する暴	「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11	企画調整課
23	力をなくす運動」	月)に広報啓発に取り組みます。	
23	期間(11月)を中		
	心とした広報啓発		
24	デートDV防止に	デートDV防止に関する研修会等を実施し,教	企画調整課
	関する教育・啓発	育現場や地域社会,家庭におけるデートDVの	
	の推進	防止に向けた取組を推進します。	

男女共同参画の視点に立った 生涯を通じた心身の健康に関する支援

現状と課題

男女共同参画社会の推進に当たっては,性別にかかわりなくすべての人の個人 としての尊厳が大切にされなければなりません。

中でも,市民一人ひとりの多様な生き方を支えるための重要な課題である心身の健康に関わる取組については,それぞれの性にかかわる身体的特徴に関する理解を深め,妊娠や出産の可能性を有する女性が,その生涯を通じて,男性とは異なる心身の健康上の問題に直面することに配慮するなど,「男女の人権の尊重」を基盤に「性と生殖に関する健康/権利(リプロダクティブ ヘルス/ライツ^{※1})」概念を踏まえる必要があります。

しかし,本来,個人の意思が尊重されるべき結婚観や妊娠・出産をめぐる偏見は依然として根強く,また,個人の尊厳にかかわるそれぞれの性の身体的特徴に配慮が足りない状況にあることから,性と生殖にかかわる心身の健康上の問題への対応が求められています。

そのため、「性と生殖に関する健康/権利」概念の理解の浸透を図りつつ、多様なライフスタイル・ライフサイクルに対応する男女共同参画の視点に立って、誰もが、その生涯を通じて心身の健康について適切な知識・情報を入手し、身体的・精神的・社会的に良好な状態を享受できるよう心身の健康に関する支援を行い、特に、女性の人権に深くかかわる健康を支援するための総合的な対策の推進に取り組みます。

1 「性と生殖に関する健康/権利(リプロダクティブ ヘルス/ライツ)」

女性が自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利。平成6年にカイロで開催された国際人口開発会議において提唱された考え方で,男女が共に持つ権利であるが,とりわけ女性の重要な人権とされている。いつ,何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由,安全で満足の行く性生活,安全な妊娠・出産などが含まれる。

	実施事業	事業内容	担当課
	介護休暇制度の推進	各職場で介護休暇が取得しやすい環境をつくる	水産商工課
25		ため,事業主や事業所を対象に意識改革のため	
		の広報に努めます。	
	母子保健サービスの	地域の現状と課題に即した母子保健,育児相	健康課
26	充実	談,健康教室,家庭訪問などの保健事業を行い	
		ます。	
	健康づくりの推進	各種健康審査,検診の拡充と受診体制の充実を	健康課
27		図ります。	
2 1		生活習慣病予防教室等を実施します。	
		食生活改善のための栄養教室等を実施します。	
0.0	生涯スポーツの充実	各種スポーツ教室やレクリエーション活動の充	保健体育課
28	土涯スかっりの元美 	実を図ります。	

性別にかかわりなく多様な生活形態を 支援する環境の整備

現状と課題

少子高齢化の進行や個人の価値観の多様化に伴い,本市においても,生活形態の多様化が進んでいます。しかし,市民意識調査を通して,多様化する地域社会の変化に対応しきれていない人々の意識や地域の慣行の現状が,男女共同参画を阻害する大きな要因であることが明らかになりました。

生活形態の多様化の背景には、家族形態の多様化があり、本市における世帯の家族類型別割合の推移を見ると、「夫婦と子ども」「夫婦のみ」を合わせた世帯は減少傾向にあり、「ひとり親と子ども」「一人暮らし世帯」の世帯は増加傾向にあります。

また、夫婦がいる一般世帯の働き方の状況を見ると、「夫婦とも働いている」いわゆる共働き世帯が最も多く、これまでのように、「働く夫、専業主婦の妻、子どもが二人」を家族形態のモデルとする制度や慣行の見直しが必要です。

さらに,生活形態・家族形態の多様化には,就業形態の多様化が深くかかわっており,中でも,厳しい雇用環境に置かれやすいひとり親家庭や障害のある人等の経済的,生活安定のための対応も求められています。

男女共同参画社会の実現は,すべての人が幸せに生きるための重要な課題です。男女共同参画社会の実現に向けて,性別にかかわりなく多様な生活形態を支援する環境の整備に取り組みます。

	男女の生活自立と家	男女のための生活総合講座を開催します。	
29 庭	_ + /- , , _ ,	カメのためのエル総口碑座を用催しより。	生涯学習課
	≦責任を共有するた │		
め	りの支援		
子	子育て環境の整備	子育て中の人の多様なニーズに対応するため、	福祉課
		延長保育,一時保育,障害児保育等を行いま	
		す。	
		低学年児童を放課後に保育することで,児童の	
		健全な育成を図ります。	
		多子世帯の経済的負担を軽減するため,県の補	
30		助事業を活用し,第3子以降の子どもの保育料	
30		の軽減を図ります。	
		母子保健推進員,食生活改善推進員との連携を	健康課
		とり,各種健康診査,相談事業の充実を図りま	
		す。	
		職場,家庭,地域等における慣行,しきたりの	
		見直しの促進を図るための意識啓発に努めま	
		す。	
子	P育て支援サービス	地域が協働して子育てを支援できるよう,地域	福祉課
σ	D充実	子育て支援センター事業を行います。	健康課
		子育て中の人の孤立化や不安を解消するため,	
		育児に関する相談を行います。	
31		「児童虐待防止月間」に国が作成した啓発用ポ	福祉課
31		スターの掲示とリーフレットを配布します。	
		乳幼児健診等の場における虐待の早期発見に努	健康課
		めます。	
		学校週5日制に伴う子どもたちの休日の過ごし	生涯学習課
		方への支援として体験活動の広報に努めます。	
高	高齢者への生きがい	子どもと老人との交流の場を提供します。	福祉課
32 7	づくりの支援	シルバー人材センターの充実に努めます。	
		高齢者の学習機会充実を図ります。	生涯学習課
介	ト護保険サービスの	介護保険情報提供・相談窓口の運営に努めま	福祉課
33 充	実	す。	
		介護関連施設の整備の充実に努めます。	

仕事と生活の調和を図るための環境の整備

現状と課題

市民意識調査によると、仕事と生活の調和について、回答者全体の半数以上が「満足している・やや満足している」としていますが、依然として根強い固定的な性別役割分担意識を背景に、仕事と家庭的責任の両立を図る負担が女性に偏っている傾向も顕著に見られます。

また、仕事と生活の調和を図るためには、それぞれに多様な生活形態を生きる、それぞれの人生の段階に応じた多様な就業ニーズを踏まえた働き方の構造的な見直しが必要ですが、その前提に改善すべき性別や雇用形態の違いに差別を感じている人は多く、特に性別による差別については、回答者全体の半数以上が「ある」としています。

さらに,20~49歳男性の6割強が「男性は育児休暇や介護休暇を取りにくい」と回答しており,働く場において女性よりも優遇されてきたとされる男性の側からも長時間労働の問題等を含めた働き方の見直しが求められています。

そのため、性別にかかわりなくすべての人が、多様な生き方を主体的に選択できる男女共同参画社会の実現に向けて、多様な生き方を支える就業環境の見直しと子育て支援等の生活環境の充実に取り組み、仕事と生活の調和を図る環境の整備を進めます。

	実施事業	事業内容	担当課
	男女の均等な機会と	男女雇用機会均等法の周知徹底など事業所に対	水産商工課
	待遇を確保する就労	する積極的な情報提供を行います。	
34	環境の整備	事業主や雇用者等を対象とした研修会を提供し	
3 -		ます。	
		女性の労働環境の整備に関する意識啓発に努め	
		ます。	
	育児休業制度の推進	育児休業制度の普及に向けた情報提供に努めま	水産商工課
		す。	
		各職場で育児休暇が取得しやすい環境をつくる	
		ため事業所や雇用者に対して,リーフレット等	
35		や広報紙による意識啓発に努めます。	
		育児休暇後に職場復帰をしやすい環境づくりを	
		推進します。	
		子育て中の短縮勤務制度の普及活動に努めま	
		ं	
	農林水産・商工業・	家族経営協定における男女の就労条件の改善整	農業委員会
36	自営業における男女	備に取り組みます。	
	共同参画の視点に立	男女の生産技術経営能力を高める研修の充実を	農政課
	った環境整備	図ります。	

政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

現状と課題

多様化する地域課題の解決に向けては,市政や地域のあらゆる分野の政策・方針決定過程に,女性のみならず,様々な立場や考え方を持つ当事者や地域生活者の声を反映していくことが必要であり,政策・方針決定過程における男女共同参画を進めることは大きな課題です。

しかしながら,本市における審議会等の女性委員の割合は14.1%,自治公民館長においては76人中,男性が75名で女性はわずか1名となっており,地域運営への女性の参画が十分であるとはいえない状況にあります。

また,市民意識調査によると,「女性や若い人は男性や年長者に従った方が良い(従うものだ)」と回答した人は,20.2%となっており,政策・方針決定過程への多様な立場の人の参画が進まない背景には,固定的な性別役割分担意識が根強く存在していることが考えられます。

男女共同参画社会とは、「すべての人が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とうたわれています。

このような現状を踏まえ、家庭・地域・職域等あらゆる分野において、その意思決定過程に多様な立場の人が幅広く参画する機会の拡大に向けた環境の整備に取り組みます。

	実施事業	事業内容	担当課
	各種審議会への女性	女性委員の比率目標を30%以上とした積極的	総務課
37	委員の積極的登用	な登用を推進します。	
37		意思決定の場における女性の参画の推進を図り	
		ます。	
38	女性の提言機会の提	市長と語る女性の集い等女性の意見を市政に反	企画調整課
30	供	映させる場を提供します。	正凹调整床

地域生活の実感に根ざした多様な個人・主体の参画による 協働の地域づくりの実践に向けて, 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくり

現状と課題

市民意識調査において、社会貢献の意欲について「日ごろ、何か地域のために役立ちたいと思うか」と尋ねたところ、「かなりそう思っている」「少しそう思っている」とする積極的な回答は合わせて6割ありました。それを反映して、「現在、地域活動に参加しているか」と尋ねたところ、「特になにもしていない」とする回答はわずか8.5%でした。また、「地域の慣習、しきたりの現状」について尋ねた結果からは、依然として地域における慣習やしきたりが根強く残っていることが分かり地域生活の場における固定的な性別役割分担意識、性別による機会の不平等などが、地域づくりへの男女共同参画の浸透を阻む要因にもなっていることがうかがえます。

本来,地域づくりは,一人ひとりが尊重される地域生活環境の創造を目指しており,そのためには,多様化する地域課題の解決を目指し,多様な個人・主体の協働による地域づくりを進めることが求められています。

そのため、これまで多様な個人・主体による地域づくりが進まなかった背景にある、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組を進める必要があります。

このような現状を踏まえ、本市における地域生活の実感に根ざした新たな地域 づくりの展開を目指し、男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりに 取り組みます。

	実施事業	事業内容	担当課
	生涯学習における住	生涯学習におけるあらゆる機会をとらえ,地域	生涯学習課
39	民自治意識の啓発	活動における男女共同参画の重要性を啓発して	
		いきます。	
	地域活動への若年層	地域活動に積極的に若い人たちが参加できる場	生涯学習課
40	の参加の意識啓発	を提供するよう意識の啓発をします。	
		若年層の地域貢献への意識の啓発をします。	
	女性の視点から見る	女性の視点を反映させた避難所運営を推進しま	総務課
	防災・災害復興に関	す。	
41	する教育の推進	多様な女性のニーズに応じた支援に努めます。	企画調整課
		災害時におけるDV防止のための取り組みを推	
		進します。	

男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備

現状と課題

市では,平成8年7月,男女共同参画社会の形成に向けて企画調整課内に女性政策担当を配置して,推進体制の充実にも取り組んできました。

今後においては、このプランに策定された施策を更に着実に推進するために、行政と市民、事業者、NPO等が一体となって協働による推進体制のより一層の整備に取り組みます。

国・県・近隣自治体・関係機関との連携

男女共同参画社会の形成の促進に向けては,国際的な動向をとらえ,国や県の動きと連動する取組が要請されます。また,国・県・近隣自治体・関係機関との連携協力体制を強化し,更なる研修機会の充実と多角的な啓発活動を展開します。

庁内推進体制の機能の強化

このプランの推進に当たっては、枕崎市男女共同参画推進懇話会の意見や提言をはじめ、市民の意向を尊重しながら、副市長を委員長とする枕崎市男女共同参画推進委員会を中心とする庁内推進体制の機能強化を図り、施策の進行管理の徹底を通して総合的かつ計画的な取組を進めます。

推進を担う人材の養成

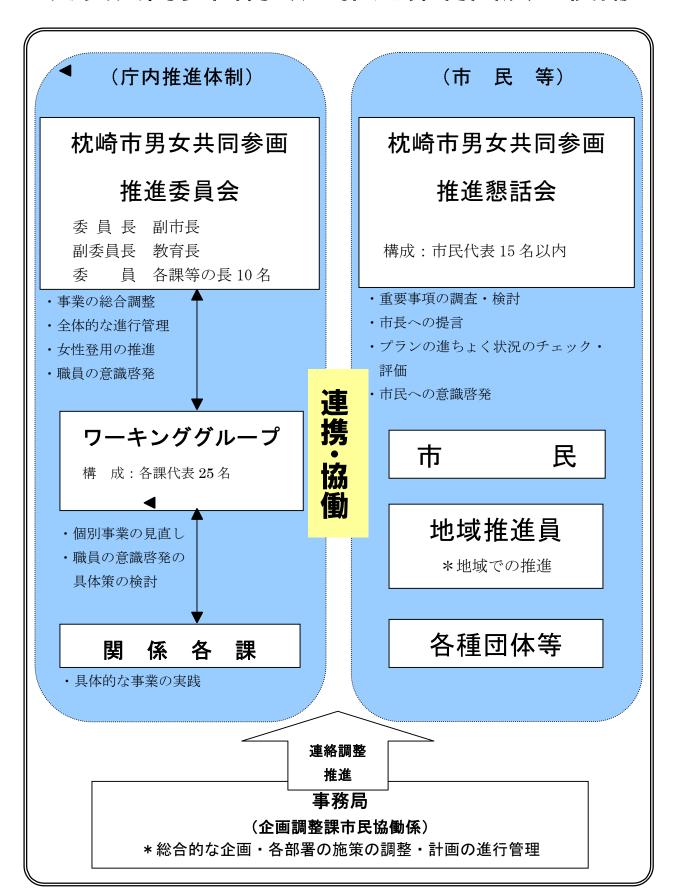
協働による推進体制の整備に向けて、推進リーダーの養成を行います。

男女共同参画の施策に関する市民の申出への対応

市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について市民からの申出があった場合は、適切に対応します。

	実施事業	事業内容	担当課
42	国・県・近隣自治 体・関係機関との連 携	国・県・近隣自治体・関係機関との協力体制を 強化し、連携して男女共同参画社会についての 研修や啓発活動を行います。	企画調整課
43	男女共同参画推進懇 話会の機能発揮	男女共同参画を推進するために必要な事項を調査審議し,本計画の進捗状況についての評価を行うなど懇話会の機能が十分発揮できるように努めます。	企画調整課
44	男女共同参画推進委 員会の機能発揮	市が実施するすべての施策に男女共同参画の視点が組み入れられ,男女共同参画社会の形成に向けた取組が総合的かつ計画的,効果的に実施されるよう,男女共同参画推進委員会の機能の発揮を図ります。	企画調整課
45	男女共同参画推進担 当課の機能発揮	男女共同参画推進担当課は,市政全般に男女共同参画の視点が組み入れられるよう,施策の総合的な調整を行う役割を担っています。「男女共同参画プラン」が推進されるよう進行管理を行うとともに,「男女共同参画推進懇話会」「男女共同参画推進委員会」の機能発揮のために事務局機能を果たします。	企画調整課
46	県地域推進委員との 連携	県地域推進委員の継続的な学びをサポートし, 推進員と連携して地域に根ざした広報・啓発活動に取り組みます。	企画調整課
47	「男女共同参画プラ ン」の進行管理	「男女共同参画プラン」に位置づけた施策・事業 の進ちょく状況を的確に把握するために,定期 的に進ちょく状況調査を実施し,計画の点検・ 評価を行います。	企画調整課
48	情報収集提供	男女共同参画社会の形成の促進に関する情報を収集し,市民に提供します。	企画調整課
49	施策策定等に当たっ ての配慮	男女共同参画社会の形成の促進に直接的には関係しない施策も,結果として男女共同参画社会の形成の促進に影響を及ぼす場合があります。 市が施策を企画立案し,事業を実施するあらゆる場面での男女共同参画の視点に配慮します。	全課

枕崎市における 男女共同参画行政の推進体制図及び役割



参考資料

男女共同参画社会基本法

改正 平成11 年7 月16 日法律第102 号 同 11 年12 月22 日同第160 号

目次

前文

第一章 総則 (第一条-第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本 的施策(第十三条-第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条一第二十八条) 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意 義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
 - 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女 間の格差を改善するため必要な範囲内において、男 女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供 することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人として の尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的 取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮 する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重 されることを旨として、行われなければならない。 (社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対 等な構成員として、国若しくは地方公共団体における 政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共 同して参画する機会が確保されることを旨として、行 われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、 男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同 参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策 及びその他のその地方公共団体区域の特性に応じた施 策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会 のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女 共同参画社会の形成に寄与するように努めなければな らない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の 形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成 の促進に関する施策についての報告を提出しなければ ならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会 の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画 社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を 作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基 本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について 定めるものとする。
 - 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の 形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、 男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求 めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の 形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ず べき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の 大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女 共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について の基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」と いう。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画 又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したと きは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 (施策の策定等に当たっての配慮)
- 第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の 形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び 実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配 慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、 基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置 を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調查研究)

- 第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同 参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他 の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定 に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。 (国際的協調のための措置)
- 第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画 社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女 共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援す るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう に努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」 という。)を置く。

(所掌事務)

- 第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に 規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係 各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促 進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事 項を調査審議すること。
 - 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要 があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大 臣に対し、意見を述べること。
 - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に 関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が 男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必 要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各 大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

- 第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総 理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有す る者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の 議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未 満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。 (議員の任期)
- 第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年と する。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期 間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要が あると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対 しても、必要な協力を依頼することができる。 (政令への委任)
- 第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及 び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、 政令で定める。

附 **則(平成十一年六月二三日法律第七八号)** 抄(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 **則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄** (施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める 日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

- 一略
- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、 この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法 律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十 号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律 (第二条及び第三条を除く。) は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。(以下略)

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(抜粋)

1979 年国際連合総会採択 1981 年発効 日本批准 1985 年 6 月 24 日 公布 1985 年 7 月 1 日

この条約の締約国は,

国際連合憲章が基本的人権,人間の尊厳及び価値並び に男女の権利の平等に関する信念を改めて確認している ことに留意し,

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的,社 会的,文化的,市民的及び政治的権利の享有について男 女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意 し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し,

更に,国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の 平等を促進するための決議,宣言及び勧告に留意し,

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを 憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

第乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男 女の平等の促進に大きく貢献することを確信し,

アパルトヘイト, あらゆる形態の人種主義, 人種差別, 植民地主義, 新植民地主義, 侵略, 外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し,

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和 し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかんを問わ ない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮 小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核 軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等 及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展,世界の福祉及び理想とする平和は, あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限 に参加することを必要としていることを確信し,

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献,母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割 とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要 であることを認識し,

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して,

次のとおり協定した。

第1部

- 第1条 この条約の適用上,「女子に対する差別」とは,性に基づく区別,排除又は制限であつて,政治的,経済的,社会的,文化的,市民的その他のいかなる分野においても,女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し,享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。
- 第2条 締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を 非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべ ての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求する ことに合意し、及びこのため次のことを約束する。
 - (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当 な法令に組み入れられていない場合にはこれを 定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現 を法律その他の適当な手段により確保すること。
 - (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な 立法その他の措置(適当な場合には制裁を含 む。)をとること。
 - (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基

礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所 その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行 為からも女子を効果的に保護することを確保する こと。

- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人,団体又は企業による女子に対する差別 を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律,規則, 慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべて の適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰 規定を廃止すること。
- 第3条 締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別 措置(この条約に規定する措置を含む。)をとる ことは、差別と解してはならない。
- 第5条 締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念 又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣 習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため,男 女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
 - (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての 母性についての適正な理解並びに子の養育及び発 育における男女の共同責任についての認識を含め ることを確保すること。あらゆる場合において、 子の利益は最初に考慮するものとする。
- 第6条 締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子 の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当 な措置(立法を含む。)をとる。

第2部

第7条 締約国は、自国の政治的及び公的活動における 女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当

- な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子 と平等の条件で次の権利を確保する。
- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する 権利並びにすべての公選による機関に選挙される 資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並 びに政府のすべての段階において公職に就き及び すべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政 府機関及び非政府団体に参加する権利
- 第8条 締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際 機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子 と平等の条件でかついかなる差別もなく確保する ためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、 女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国 は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍 の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国 籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならな いことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男 子と平等の権利を与える。

第3部

- 第10条 締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導,修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は,就学前教育,普通教育,技術教育,専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
 - (b) 同一の教育課程,同一の試験,同一の水準の 資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設 及び設備を享受する機会
 - (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を,この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより,また,特に,教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
 - (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
 - (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字 計画を含む。)特に,男女間に存在する教育上の 格差をできる限り早期に減少させることを目的と した継続教育計画を利用する同一の機会

- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期 に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の 機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定 の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言 を含む。)を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考 基準の適用を含む。)についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利,昇進,雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習,上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに 労働の質の評価に関する取扱いの平等について の権利
- (e) 社会保障(特に,退職,失業,傷病,障害, 老齢その他の労働不能の場合における社会保 障)についての権利及び有給休暇についての 権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子 に対する差別を防止し、かつ、女子に対して 実効的な労働の権利を確保するため、次のこ とを目的とする適当な措置をとる。
- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇 を制裁を課して禁止すること
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い, かつ, 従前の雇用関係, 先任及び社会保障上 の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入する こと。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、 科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検 討するものとし、必要に応じて、修正し、廃 止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。
- 第13条 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) 家族給付についての権利
 - (b) 銀行貸付け,抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
 - (c) レクリエーション,スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の 女子が農村の開発に参加すること及びその開 発から生ずる利益を受けることを確保するこ とを目的として、農村の女子に対する差別を 撤廃するためのすべての適当な措置をとるも のとし、特に、これらの女子に対して次の権 利を確保す
- (a) すべての段階における開発計画の作成及び 実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報,カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サ

- ービス及び普及サービスからの利益を享受 する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並び に適当な技術を利用する権利並びに土地及 び農地の改革並びに入植計画において平等 な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件(特に,住居,衛生,電力及び水の供給,運輸並びに通信に関する 条件)を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するよう な法的効果を有するすべての契約及び 他の すべての私的文書(種類のいかんを問わな い。)を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所 の選択の自由に関する法律において男女に同 一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべて の事項について女子に対する差別を撤廃する ためのすべての適当な措置をとるものとし、 特に、男女の平等を基礎として次のことを確 保する。
- (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ 完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及 び責任
- (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任を もって決定する同一の権利並びにこれらの

- 権利の行使を可能にする情報、教育及び手 段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれ らに類する制度が存在する場合にはその制度 に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合に おいて、子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業 を選択する権利を含む。)
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず,財産を所有し,取得し,運用し,管理し,利用し及び処分することに関する配偶者双方の同の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された 者の名簿の中から秘密投票により選出される。 各締約国は、自国民の中から1人を指名する ことができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の 効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。 国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の 日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、 自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出 するよう書簡で要請する。同事務総長は、指 名された者のアルファベット順による名簿 (これらの者を指名した締約国名を表示した 名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表に

よって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に 選出された委員とする。

- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。 ただし、最初の選挙において選出された委員 のうち9人の委員の任期は、2年で終了する ものとし、これらの9人の委員は、最初の選 挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引 で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、3 5番目の批准又は加入の後、2から4までの 規定に従って行う。この時に選出された追加 的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で 終了するものとし、これらの2人の委員は、 委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員と しての職務を遂行することができなくなった 場合には、その空席を補充するため、委員会 の承認を条件として自国民の中から他の専門 家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の 任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、 同総会の承認を得て、国際連合の財源から報 酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に 定める任務を効果的に遂行するために必要な 職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施の ためにとった立法上、司法上、行政上その他 の措置及びこれらの措置によりもたらされた 進歩に関する報告を、委員会による検討のた め、国際連合事務総長に提出することを約束 する。
- (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ず る時から1年以内
- (b) その後は少なくとも4年ごと, 更には委員 会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の 程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載する ことができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第 20 条

1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。

2 委員会の会合は、原則として、国際連合本 部又は委員会が決定する他の適当な場所にお いて開催する。

第 21 条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会 を通じて毎年国際連合総会に報告するものと し、また、締約国から得た報告及び情報の検 討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧 告を行うことができる。これらの提案及び一 般的な性格を有する勧告は、締約国から意見 がある場合にはその意見とともに、委員会の 報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は,委員会の報告を,情 報用として,婦人の地位委員会に送付する。
- 第22条 専門機関は、その任務の範囲内にある 項に関するこの条約の規定の実施についての検 討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、 専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項 に関するこの条約の実施について報告を提出す るよう要請することができる。

第6部

- 第23条 この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。
 - (a) 締約国の法令
 - (b) 締約国について効力を有する他の国際条約 又は国際協定
- 第24条 締約国は、自国においてこの条約の認める権 利の完全な実現を達成するためのすべての必要な 措置をとることを約束する。

第 25 条

- 1 この条約は、すべての国による署名のため に開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。 批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のため に開放しておく。加入は、加入書を国際連合 事務総長に寄託することによって行う。

第 26 条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第 27 条

1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に 行われた留保の書面を受領し、かつ、すべて の国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保 は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、 同事務総長は、その撤回をすべての国に通報 する。このようにして通報された通告は、受 領された日に効力を生ずる。

第 29 条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間 の紛争で交渉によって解決されないものは, いずれかの紛争当事国の要請により,仲裁に 付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に 仲裁の組織について紛争当事国が合意に達し ない場合には,いずれの紛争当事国も,国際 司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛 争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准 又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘 東されない旨を宣言することができる。他の 締約国は、そのような留保を付した締約国と の関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、 国際連合事務総長にあてた通告により、いつ でもその留保を撤回することができる。
- 第30条 この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。 以上の証拠として、下名は、正当に委任を

以上の証拠として,下名は,正当に委任を 受けてこの条約に署名した。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

(昭和47年7月1日法律第113号)

目次

第一章 総則(第一条一第四条)

第二章 雇用の分野における男女の均等な 機会及び待遇の確保等

第一節 性別を理由とする差別の禁止等 (第五条一第十条)

第二節 事業主の講ずべき措置(第十一 条一第十三条)

第三節 事業主に対する国の援助(第十 四条)

第三章 紛争の解決

第一節 紛争の解決の援助(第十五条一 第十七条)

第二節 調停(第十八条—第二十七条) 第四章 雑則(第二十八条—第三十二条) 第五章 罰則(第三十三条) 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、法の下の平等を保障する 日本国憲法の理念にのつとり雇用の分野に おける男女の均等な機会及び待遇の確保を 図るとともに、女性労働者の就業に関して妊 娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措 置を推進することを目的とする。

(基本的理念)

- 第二条 この法律においては、労働者が性別に より差別されることなく、また、女性労働者 にあつては母性を尊重されつつ、充実した職 業生活を営むことができるようにすること をその基本的理念とする。
- 2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項 に規定する基本的理念に従つて、労働者の職 業生活の充実が図られるように努めなけれ ばならない。

(啓発活動)

第三条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(男女雇用機会均等対策基本方針)

- 第四条 厚生労働大臣は、雇用の分野における 男女の均等な機会及び待遇の確保等に関す る施策の基本となるべき方針(以下「男女雇 用機会均等対策基本方針」という。)を定め るものとする。
- 2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める 事項は、次のとおりとする。
 - 男性労働者及び女性労働者のそれぞれ の職業生活の動向に関する事項
 - 二 雇用の分野における男女の均等な機会 及び待遇の確保等について講じようとす る施策の基本となるべき事項
- 3 男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、

意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。

- 4 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たつては、あらかじめ、 労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県 知事の意見を求めるものとする。
- 5 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要 を公表するものとする。
- 6 前二項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

第二章 雇用の分野における男女の均 等な機会及び待遇の確保等

第一節 性別を理由とする差別の禁 止等

(性別を理由とする差別の禁止)

- 第五条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわりなく均等な機会を 与えなければならない。
- 第六条 事業主は、次に掲げる事項について、 労働者の性別を理由として、差別的取扱いを してはならない。
 - 一 労働者の配置(業務の配分及び権限の付 与を含む。)、昇進、降格及び教育訓練
 - 二 住宅資金の貸付けその他これに準ずる 福利厚生の措置であつて厚生労働省令で 定めるもの
 - 三 労働者の職種及び雇用形態の変更
 - 四 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契 約の更新

(性別以外の事由を要件とする措置)

(女性労働者に係る措置に関する特例)

第八条 前三条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。

(婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等)

- 第九条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠 し、又は出産したことを退職理由として予定 する定めをしてはならない。
- 2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。

- 3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことでの他の妊娠又は出産に関する事由であって厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 4 妊娠中の女性労働者及び出産後一年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。(指針)
- 第十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで及び前条第一項から第三項までの規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。
- 2 第四条第四項及び第五項の規定は指針の 策定及び変更について準用する。この場合に おいて、同条第四項中「聴くほか、都道府県 知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」 と読み替えるものとする。

第二節 事業主の講ずべき措置

(職場における性的な言動に起因する問題に 関する雇用管理上の措置)

- 第十一条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件にりまる労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業 主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有 効な実施を図るために必要な指針(次項にお いて「指針」という。)を定めるものとする。
- 3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の 策定及び変更について準用する。この場合に おいて、同条第四項中「聴くほか、都道府県 知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」 と読み替えるものとする。

(妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置)

- 第十二条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。
- 第十三条 事業主は、その雇用する女性労働者 が前条の保健指導又は健康診査に基づく指 導事項を守ることができるようにするため、 勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を 講じなければならない。
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業 主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有

効な実施を図るために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。

3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の 策定及び変更について準用する。この場合 において、同条第四項中「聴くほか、都道府 県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」 と読み替えるものとする。

第三節 事業主に対する国の援助

- 第十四条 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。
 - 一 その雇用する労働者の配置その他雇用 に関する状況の分析
 - 二 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善するに当たつて必要となる措置に関する計画の作成
 - 三 前号の計画で定める措置の実施
 - 四 前三号の措置を実施するために必要な 体制の整備
 - 五 前各号の措置の実施状況の開示

第三章 紛争の解決

第一節 紛争の解決の援助

(苦情の自主的解決)

第十五条 事業主は、第六条、第七条、第九条、第十二条及び第十三条第一項に定める除入。 (労働者の募集及び採用に係るものを除とと関し、労働者から苦情の申出を受けたと及に関し、労働者から苦情の申出を受けたと及とは、苦情処理機関(事業主を代表者を構成理と対る事業場の労働者の苦情を強いするという。)に対し当該苦情の機関をいう。)に対し当該苦情の機関をいう。)に対し当該苦情のように努めなければならない。

(紛争の解決の促進に関する特例)

- 第十六条 第五条から第七条まで、第九条、第十一条第一項、第十二条及び第十三条第一項 に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第二十七条までに定めるところによる。
 - (紛争の解決の援助)
- 第十七条 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は 一方からその解決につき援助を求められた 場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な 助言、指導又は勧告をすることができる。
- 2 事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第二節 調停

(調停の委任)

- 第十八条 都道府県労働局長は、第十六条に規定する紛争(労働者の募集及び採用につい当なの紛争を除く。)について、当該紛争の方の別ので、当該紛争の申請があった場合においると認いののは必要があるときは、個別労働関係紛争の解決の促進し、以下「委員会」という。)に調停を行わせるものとする。
- 2 前条第二項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。 (調停)
- 第十九条 前条第一項の規定に基づく調停(以下この節において「調停」という。)は、三人の調停委員が行う。
- 2 調停委員は、委員会の委員のうちから、会 長があらかじめ指名する。
- 第二十条 委員会は、調停のため必要があると 認めるときは、関係当事者の出頭を求め、そ の意見を聴くことができる。
- 2 委員会は、第十一条第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争に係る調停のために必要があると認め、かつ、関係当事者の双方の同意があるときは、関係当事者のほか、当該事件に係る職場において性的な言動を行つたとされる者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。
- 第二十一条 委員会は、関係当事者からの申立 てに基づき必要があると認めるときは、当該 委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区 域内の主要な労働者団体又は事業主団体が 指名する関係労働者を代表する者又は関係 事業主を代表する者から当該事件につき意 見を聴くものとする。
- 第二十二条 委員会は、調停案を作成し、関係 当事者に対しその受諾を勧告することがで きる。
- 第二十三条 委員会は、調停に係る紛争につい て調停による解決の見込みがないと認める ときは、調停を打ち切ることができる。
- 2 委員会は、前項の規定により調停を打ち切ったときは、その旨を関係当事者に通知しなければならない。

(時効の中断)

第二十四条 前条第一項の規定により調停が 打ち切られた場合において、当該調停の申請 をした者が同条第二項の通知を受けた日か ら三十日以内に調停の目的となつた請求に ついて訴えを提起したときは、時効の中断に 関しては、調停の申請の時に、訴えの提起が あつたものとみなす。

(訴訟手続の中止)

- 第二十五条 第十八条第一項に規定する紛争 のうち民事上の紛争であるものについて関 係当事者間に訴訟が係属する場合において、 次の各号のいずれかに掲げる事由があり、か つ、関係当事者の共同の申立てがあるときは、 受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟 手続を中止する旨の決定をすることができ る。
 - 一 当該紛争について、関係当事者間において調停が実施されていること。

- 二 前号に規定する場合のほか、関係当事者間に調停によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。
- 2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。
- 3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(資料提供の要求等)

第二十六条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(厚生労働省令への委任)

第二十七条 この節に定めるもののほか、調停 の手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で 定める。

第四章 雑則

(調査等)

- 第二十八条 厚生労働大臣は、男性労働者及び 女性労働者のそれぞれの職業生活に関し必 要な調査研究を実施するものとする。
- 2 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、 関係行政機関の長に対し、資料の提供その他 必要な協力を求めることができる。
- 3 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、 都道府県知事から必要な調査報告を求める ことができる。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

- 第二十九条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。
- 2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生 労働省令で定めるところにより、その一部を 都道府県労働局長に委任することができる。 (公表)
- 第三十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条 まで、第九条第一項から第三項まで、第十一 条第一項、第十二条及び第十三条第一項規 定に違反している事業主に対し、前条第一項 の規定による勧告をした場合において、その 勧告を受けた者がこれに従わなかつたとき は、その旨を公表することができる。

(船員に関する特例)

第三十一条 船員職業安定法(昭和二十三年法 立大百三十号)第六上代市光に規定する船員 休 美同項に規定する船員になろうとする 者に関しては、第四条第一項並びに同条第四 項及び第五項(同条第六項、第十条第二項、 第十一条第三項及び第十三条第三項におい て準用する場合を含む。)、第十条第一項、 第十一条第二項、第十三条第二項並びに前三 条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通 大臣」と、第四条第四項(同条第六項、第十 条第二項、第十一条第三項及び第十三条第三 項において準用する場合を含む。)中「労働 政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」 と、第六条第二号、第七条、第九条第三項、 第十二条及び第二十九条第二項中「厚生労働 省令」とあるのは「国土交通省令」と、第九

条第三項中「労働基準法(昭和二十二年法律 第四十九号)第六十五条第一項規定に第一項規定に第一項規定に第一項規定に第一項はは同項なける。 、又は同項なたこと」とします。 が業をしたこと」をします。 が出版では第二年法律第百号の第一年、 が出版では第二年は第二年との第一年でで、 が出版では第二年では、 の規定には、 の用の表のでで、 の用の表のでで、 の用の表ので、 の用の表ので、 の用の表ので、 の用の表ので、 の用の表ので、 ののので、 のので、 のので、 ののので、 のので、 のの

- 2 前項の規定により読み替えられた第十八 条第一項の規定により指名を受けて調停員 が行う調停については、第十九条から第二十 七条までの規定は、適用しない。
- 3 前項の調停の事務は、三人の調停員で構成 する合議体で取り扱う。
- 4 調停員は、破産手続開始の決定を受け、又は禁錮²以上の刑に処せられたときは、その地位を失う。
- 5 第二十条から第二十七条までの規定は、第 ご項の調停について準用する。この場合にお いて、第二十条から第二十三条まで及び第二 十六条中「委員会は」とあるのは「調停員は」 と、第二十一条中「当該委員会が置かれる都 道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指 名した地方運輸局長(運輸監理部長を含む。) が置かれる地方運輸局(運輸監理部を含 む。)」と、第二十六条中「当該委員会に係 属している」とあるのは「当該調停員が取り 扱つている」と、第二十七条中「この節」と あるのは「第三十一条第三項から第五項ま で」と、「調停」とあるのは「合議体及び調 停」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土 交通省令」と読み替えるものとする。 (適用除外)

第五章 罰則

第三十三条 第二十九条第一項の規定による 報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二 十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。 附 則 (昭和五八年一二月二日法律第 七八号)

- 1 この法律(第一条を除く。)は、昭和五十九 年七月一日から施行する。
- 2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、又は国家行政組織規定のは国家行政組織の法律による政策の関係となるものに関係政令の制定となるを関係政令の制定又は改廃に関しができる。附則(昭和六〇年六月一日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

- 第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。(検討)
- 第二十条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、第一条の規定による改正後のの分野における男女の均等な機会及び関門の確保等女子労働者の福祉の増進に後の場定による改進工後の規定の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、この結果に分別では、その規定について検討を加え、その結果がいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成三年五月一五日法律第七六 号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施 行する。

> 附 則(平成七年六月九日法律第一〇七 号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年十月一日から施 行する。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び 待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関 する法律の一部改正に伴う経過措置)

- 第九条 この法律の施行の際現に設置されている働く婦人の家については、前条の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第三十条及び第三十一条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。
- 2 この法律の施行の際現に設置されて定るるるで関し、厚生労働省令で設定を開し、厚生労働省会を設定を開展を設定を開展を設定を開展を設定を受ける。 2 の法のののでは、原生労働をでいるのが、ののでは、ののでは、のでは、のでは、原生労働をでは、原生労働をでは、原生労働をでは、原生労働をでは、原生労働をでは、原生労働をでは、原生労働をでは、には、ののでは、には、ののでは、には、ののでは、には、ののでは、には、ののでは、には、ののでは、には、ののといる。

附 則(平成九年六月一八日法律第九二 号)抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成十一年四月一日から 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。
 - 第一条(次号に掲げる改正規定を除く。)、第三条(次号に掲げる改正規定を除く。)、第五条、第六条、第七条(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第三条、第六条、第十条及び第十四条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定 公布の目がら起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日 平成九年政令第二九二号で平成九年一○月一日から施行
 - 第一条中雇用の分野における男女の均 等な機会及び待遇の確保等女子労働者の 福祉の増進に関する法律第二十六条の前 の見出しの改正規定、同条の改正規定(「事 業主は」の下に「、労働省令で定めるとこ ろにより」を加える部分及び「できるよう な配慮をするように努めなければならな い」を「できるようにしなければならない」 に改める部分に限る。)、同法第二十七条 の改正規定(「講ずるように努めなければ ならない」を「講じなければならない」に 改める部分及び同条に二項を加える部分 に限る。)、同法第三十四条の改正規定(「及 び第十二条第二項」を「、第十二条第二項 及び第二十七条第三項」に改める部分、「第 十二条第一項」の下に「、第二十七条第二 項」を加える部分及び「第十四条及び」を 「第十四条、第二十六条及び」に改める部 分に限る。)及び同法第三十五条の改正規 定、第三条中労働基準法第六十五条第一項 の改正規定(「十週間」を「十四週間」に 改める部分に限る。)、第七条中労働省設 置法第五条第四十一号の改正規定(「が講 ずるように努めるべき措置についての」を 「に対する」に改める部分に限る。)並び に附則第五条、第十二条及び第十三条の規 定並びに附則第十四条中運輸省設置法(昭 和二十四年法律第百五十七号)第四条第一 項第二十四号の二の三の改正規定(「講ず るように努めるべき措置についての指針」 を「講ずべき措置についての指針等」に改 める部分に限る。) 平成十年四月一日

附 則(平成一一年七月一六日法律第八 七号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次 に五条、節名並びに二款及び款名を加え項 改正規定(同法第二百五十条の九第に高 係る部分(両議院の同意を得ることに呼る 部分に限る。)、第四十条中自 公園法附則第九項及び第十項の改正規定 (同法附則第十項に係る部分に限る。)、第 二百四十四条の規定(農業改良助長法等 四条の三の改正規定に係る部分を除く。) 並びに第四百七十二条の規定(市町村の合

併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第百五十七条第四項から第六項まで、第百六十条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

(国等の事務)

第百五十九条 この法律による改正前のそれ ぞれの法律に規定するもののほか、この法律 の施行前において、地方公共団体の機関ではこれに基づく政令により管理し又共 執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第百六十一条において「国等 の事務」という。)は、この法律の施行後政地方公共団体が法律又はこれに基づく処理 はより当該地方公共団体の事務として処理 するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

- 第百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げ る規定については、当該各規定。以下この条 及び附則第百六十三条において同じ。)の施 行前に改正前のそれぞれの法律の規定によ りされた許可等の処分その他の行為(以下こ の条において「処分等の行為」という。)又 はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞ れの法律の規定によりされている許可等の 申請その他の行為(以下この条において「申 請等の行為」という。)で、この法律の施行 の日においてこれらの行為に係る行政事務 を行うべき者が異なることとなるものは、附 則第二条から前条までの規定又は改正後の それぞれの法律(これに基づく命令を含む。) の経過措置に関する規定に定めるものを除 き、この法律の施行の日以後における改正後 のそれぞれの法律の適用については、改正後 のそれぞれの法律の相当規定によりされた 処分等の行為又は申請等の行為とみなす。
- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの 法律の規定により 国又は地方の共団体続し 関に対し報告、届出、提出その他の手続を行の 日前にその法律及びこれに基づく政令 では、この法律及びこれに基づく政令 では、この法律及びこれを、国国との はながあるもののほか、これをり国区 は はないの は 関に対して報告、いる と の とればない もの 手続が されていないもの 手続が されていないもの 表記といる で 、この法律による 改正後の 規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務 に係る処分であって、当該処分をした行政庁 (以下この条において「処分庁」という。) に施行日前に行政不服審査法に規定する上 級行政庁(以下この条において「上級行政庁」 という。)があったものについての同法においる不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁あるものとみなして、行政不服審査法の規定の適用する。この場合において、当該処分庁の 上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前 に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁 とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置 (罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で 定める。

(検討)

- 第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。
- 第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務 及び事業を自主的かつ自立的に執行できる よう、国と地方公共団体との役割分担に応じ た地方税財源の充実確保の方途について、経 済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結 果に基づいて必要な措置を講ずるものとす る。

附 則(平成一一年七月一六日法律第一 ○四号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する 法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の 日から施行する。(施行の日=平成一三年一 月六日)
- 中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法 律一六○)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

- 第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の地ので後は、改革関係法等の施の機関がした見当規定に基づいて、相当の国の機関がした見許、許可、認可、承認、指定その他の行為とみなす。
- 2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。
- 3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令

に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六 条まで及び第千三百一条から前条まで並び に中央省庁等改革関係法に定めるもののほ か、改革関係法等の施行に関し必要な経過措 置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令 で定める。

> 附 則(平成一一年一二月二二日法律第 一六〇号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。) は、平成十三年一月六日から施行する。ただ し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定 める日から施行する。
 - 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項及び第千三百四十四条の規定公布の日

附 則(平成一三年七月一一日法律第一 一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年十月一日から 施行する。

附 則(平成一三年一一月一六日法律第 一一八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 附 則(平成一四年五月三一日法律第五 四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年七月一日から 施行する。

(経過措置)

- 第二十九条 この法律の施行前に旧法令の規定により海運監理部長等に対してした申請、届出その他の行為(以下「申請等」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、新

法令の規定により相当の運輸監理部長等に 対してした申請等とみなす。

> 附 則(平成一四年七月三一日法律第九 八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施 行する。(施行の日=平成一五年四月一日) 附 則(平成一八年六月二一日法律第八 二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から 施行する。

(紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成争別 年法律第百十二号)第六条第一項の紛異同級争員会(以下「委員会」という。)に係属る別 いる同法第五条第一項のあっせんに係係る 争については、第一条の規定による改正後 雇用の分野における男女の均等な機会び 待遇の確保等に関する法律(以下「新法」という。)第十六条の規定にかかわらず、 従前の例による。

(時効の中断に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に委員会に係属している第一条の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及項待遇の確保等に関する法律第十四条第一項調停に関し当該調停の目的となっての請求についての新法第二十四条の規定の適用に関しては、この法律の施行の時に、調停の申請がされたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法及び第二条の規定による改正後の労働基準法第六十四条の二の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成二〇年五月二日法律第二六 号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から 施行する。

(処分等に関する経過措置)

 定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

目次

前文

第一章 総則 (第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二 条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条—第 五条)

第三章 被害者の保護 (第六条-第九条の二)

第四章 保護命令 (第十条—第二十二条)

第五章 雑則 (第二十三条—第二十八条)

第六章 罰則 (第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも 含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救 済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者 からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的 自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えるこ とは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっ ている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、 自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの 暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制 定する。

第一章 総則

(定義)

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者(配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消した者であって、当該配偶者であった者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものを含む。)をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、

その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

- 第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及 び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において 「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針 (以下この条並びに次条第一項及び第三項において 「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次の事項につき、次条第一項 の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画 の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため の施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しよ うとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協 議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更した ときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 (都道府県基本計画等)
- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定 めるものとする。
 - 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため の施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県 基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助 言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談 所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者 暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにす るものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力 の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行 うものとする。
 - 一被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又 は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、 第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時に おける安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、 就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利 用等について、情報の提供、助言、関係機関との連 絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、 情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助 を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、 情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の 援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、 又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して 行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに 当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体と の連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の 規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二 項の規定により通報することを妨げるものと解釈して はならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての 説明等) 第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者 に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号) に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事 務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律 第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百 六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律 第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、 被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよ う努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、 福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の 関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その 適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら 協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消さ続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号に対する身体に対する暴力。即代表第一項第二号に対する身体に対する暴力。可以正常的生命等に対する身体に対する暴力。可以正常的生命等に対する身体に対する暴力。可以正常的生命等に対する身体に対する暴力。可以正常的生命等に対する身体に対する暴力。可以正常的生命等に対する身体に対する暴力。可以正常的生命等に対する人物理が取り、又はその婚姻が取り、要に対する暴力、配偶者からの生命等に対する身体に対する暴力、配偶者が必要に対する暴力、配偶者が必要に対する暴力、不可以非常な必要に対する暴力、不可以非常な必要に対する暴力、不可以表表が思います。

り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を 告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前 六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を 用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の 情を催させるような物を送付し、又はその知り得る 状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る 状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに 第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令

- の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害 者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係 を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同 居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十 二条第一項第四号において「親族等」という。)の住 居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行ってい ることその他の事情があることから被害者がその親族 等に関して配偶者と面会することを余儀なくされるこ とを防止するため必要があると認めるときは、第一項 第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁 判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に 危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に 対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による 命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日 までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活 の本拠としている住居を除く。以下この項において同 じ。) その他の場所において当該親族等の身辺につき まとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通 常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと を命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満 の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当 該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場 合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に 限り、することができる。

(管轄裁判所)

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る 事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又 は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地 方裁判所の管轄に属する。
 - ー 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力 又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
 - 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者 からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から 受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重 大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる 申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 十条第四項の規定による命令の申立てをする場合 にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と 面会することを余儀なくされることを防止するため 当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立 ての時における事情

- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員 に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は 援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実 があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察 職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及 び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の 内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五 号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、 申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項 についての申立人の供述を記載した書面で公証人法 (明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一 項の認証を受けたものを添付しなければならない。 (迅速な裁判)
- 第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会う ことができる審尋の期日を経なければ、これを発する ことができない。ただし、その期日を経ることにより 保護命令の申立ての目的を達することができない事情 があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由 を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ない で決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手 方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言 渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。 (即時抗告)
- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、 即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさ ない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による 命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二 項から第四項までの規定による命令が発せられている ときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じな ければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立 てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令 を取り消す場合において、同条第二項から第四項まで の規定による命令が発せられているときは、抗告裁判 所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並び に抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準 用する。

(保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定に よる命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令 を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の 場合について準用する。 (第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立

て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命

令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の 適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次 に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五 号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、 同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第 一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本 文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号 までに掲げる事項並びに第十八条第一母本 号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と 号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と する。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、 保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しな い限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定 を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に 関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定 める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者 の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深 めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。 (教育及び啓発)
- 第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力 の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓 発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力 の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生 のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させ るための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者 の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるもの とする。 (民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力 の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間 の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとす る

(都道府県及び市の支弁)

- 第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁 しなければならない。
 - 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を 行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる 費用を除く。)
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が 行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣 が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含 む。)に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦 人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人 相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければなら ない

(国の負担及び補助)

- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府 県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同 項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十 分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
 - 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用 のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

- 第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役 又は百万円以下の罰金に処する。
- 第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後 三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、 検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講 ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過 した日から施行する。

(経過措置)

- 第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前 の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する 法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定 による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関 する事件については、なお従前の例による。
- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年 を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加 えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられる ものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過 した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前 の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する 法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規 定による命令に関する事件については、なお従前の例 による。

鹿児島県男女共同参画推進条例

(平成13年12月21日鹿児島県条例第56号)

目 次

前文

第1章 総則(第1条-第8条)

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止(第9条)

第3章 男女共同参画の推進に関する基本 的施策(第10条一第16条)

第4章 鹿児島県男女共同参画審議会(第 17条一第24条)

附則

すべての人々が、その人権を尊重され、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を築くことは、私たちの願いである。そして、その社会こそが、男女が対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、喜びと責任を分かち合うことができる男女共同参画社会である。

鹿児島県では、これまでも、その時代の要請に応じて、男女平等の実現に向けた様々な取組を行ってきたが、依然として性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく制度と慣行が根強く残っており、なお一層の努力が必要とされている。

また,少子高齢化の進展,家族形態の多様化, 地域社会の変化等の社会経済情勢の変化に対 応していくためにも,男女共同参画社会の実現 は緊急かつ重要な課題となっている。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指して、県、事業者、県民及び市町村が一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は,男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし,並びに男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより,男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し,もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において,次の各号に掲げる 用語の意義は,当該各号に定めるところによ
 - (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が当該活動に参画し、かつ、共に責任を担うことをいう。
 - (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会 に係る男女間の格差を改善するため必要 な範囲内において,男女のいずれか一方に 対し,当該機会を積極的に提供することを

をいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 性的な 言動により当該言動を受けた者の生活環 境を害する行為又は性的な言動を受けた 者の対応によりその者に不利益を与える 行為をいう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画の推進は,男女の個人としての尊厳が重んぜられること,男女が性別による差別的取扱いを受けないこと,男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として,行われなければならない。
- 2 男女共同参画の推進に当たっては,社会に おける制度又は慣行が,性別による固定はな 役割分担等を反映して,男女の社会に 活動の選択に対して中立でない影響する まなるおそれがあることを考慮して, おける制度又は慣行が男女の社会に おける関大に対して及ぼす影響を はおるい。 はならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体(事業者を含む。以下同じ。)における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進が国際社会における 取組と密接な関係を有していることを考慮 して,男女共同参画の推進は,国際的協調の 下に行われなければならない。

(県の責務)

- 第4条 県は,前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり,男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し,及び実施する責務を有する。
- 2 県は,前項の施策の実施に当たっては,事 業者,県民及び市町村と連携を図るものとする。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推 進に関する施策に協力するよう努めなけれ ばならない。

(県民の青務)

- 第6条 県民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進 に関する施策に協力するよう努めなければ ならない。

(市町村への要請及び支援)

- 第7条 県は、市町村に対し、その区域の特性に応じた男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めるものとする。
- 2 県は,市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策について,情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。 (年次報告)
- 第8条 知事は、毎年、男女共同参画の推進に 関する施策の実施状況を明らかにする報告 書を作成し、及び公表するものとする。

第 2 章 男女共同参画を阻害する行為 の禁止

- 第9条 何人も,次に掲げる男女共同参画を阻 害する行為を行ってはならない。
 - (1) 家庭,職場,学校,地域その他の社会 のあらゆる分野における性別による差別 的取扱い
 - (2) 家庭,職場,学校,地域その他の社会 のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハ ラスメント
 - (3) 配偶者(婚姻の届出をしていないが,事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)に対する暴力行為(精神的苦痛を著しく与える行為を含む。)

第3章 男女共同参画の推進に関する 基本的施策

(基本計画)

- 第10条 知事は,男女共同参画の推進に関する 施策を総合的かつ計画的に推進するため,男 女共同参画の推進に関する基本的な計画(以 下「基本計画」という。)を定めなければな らない。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同 参画の推進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか,男女共参画 の推進に関する施策を総合的かつ計画的 に推進するために必要な事項
- 3 知事は,基本計画を定めようとするときは、 鹿児島県男女共同参画審議会の意見を聴か なければならない。
- 4 知事は,基本計画を定めたときは,遅滞なく,これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は,基本計画の変更について 準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 県は,男女共同参画に影響を及ぼすと 認められる施策を策定し,及び実施するに当 たっては,男女共同参画に配慮しなければならない。

2 県は、前項の施策を策定し、及び実施する に当たっては、県民の意見を反映させるよう 努めるものとする。

(県民の理解を深めるための措置)

第12条 県は,広報活動等を通じて基本理念に 関する県民の理解を深めるよう適切な措置 を講ずるとともに,男女共同参画の推進に関 する教育及び学習の充実に努めるものとす る。

(調査研究)

第13条 県は,男女共同参画の推進に関する施 策の策定に必要な調査研究を行うよう努め るものとする。

(県民等に対する支援)

第14条 県は,県民及び民間の団体が男女共同 参画の推進に関して行う活動を促進するた め,情報の提供その他の必要な支援を行うよ う努めるものとする。

(県民等の申出)

- 第15条 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての県民及び民間の団体からの申出があったときは、適切に処理するよう努めるものとする。
- 2 県は、第9条に規定する行為その他の男女 共同参画を阻害する行為に関する県民及び 民間の団体からの申出があったときは、関係 機関と協力して適切に処理するよう努める ものとする。

(男女共同参画週間)

- 第16条 県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに,積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため,男女共同参画週間を設ける。
- 2 男女共同参画週間は,毎年7月25日から同 月31日までとする。
- 3 県は、男女共同参画週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

第4章 鹿児島県男女共同参画審議会 (審議会)

- 第17条 男女共同参画の推進に関する施策の 総合的かつ計画的な推進に資するため, 鹿児 島県男女共同参画審議会(以下「審議会」と いう。)を設置する。
- 2 審議会は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 基本計画に関し,第10条第3項に規定する事項を処理すること。
 - (2) 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な政策又は 重要事項を調査審議すること。
- 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、知事に対し、意見を述べることができる。 (組織)
- 第18条 審議会は,男女共同参画に関する識見 を有する者のうちから知事が任命する委員 20人以内をもって組織する。
- 2 男女いずれか一方の委員の数は,委員の総数の10分の4未満であってはならない。 (委員の任期)

- 第19条 委員の任期は、2年とする。ただし、 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。 (会長及び副会長)
- 第20条 審議会に,会長及び副会長1人を置き, 委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は,会務を総理し,審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務 を代理する。

(会議)

- 第21条 審議会の会議(以下「会議」という。) は、会長が招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ 開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

- 第22条 審議会は,専門の事項を調査するため 必要があると認めるときは,専門部会を置く ことができる。
- 2 専門部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が選任する。

(庶務)

第23条 審議会の庶務は,総務部県民生活局に おいて処理する。

(委任)

- 第24条 この章に定めるもののほか,審議会の 運営に関し必要な事項は,審議会が定める。 附 則
- 1 この条例は,平成14年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に定められている 男女共同参画の推進に関する県の基本的な 計画であって,男女共同参画の推進に関する 施策の総合的かつ計画的な推進を図るため のものは,この条例の規定により定められた 基本計画とみなす。

附 則(平成21年3月27日条例第14号)抄 (施行期日)

1 この条例は,平成21年4月1日から施行する。

枕崎市男女共同参画推進委員会設置規程

平成11年3月31日枕崎市訓令第7号

(設置)

- 第1条 本市における男女共同参画に関する施策を総合 的かつ効果的に推進するため、枕崎市男女共同参画推 進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。 (所掌事項)
- 第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 枕崎市男女共同参画プランの総合的な推進に関すること。
 - (2) 関係課等の男女共同参画の推進に関する事務の 連絡調整に関すること。
 - (3) 枕崎市男女共同参画推進懇話会からの提言に関すること。
 - (4) その他 男女共同参画推進に関する施策の推進に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって 組織する。
- 2 委員長は副市長、副委員長は教育長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。 (委員長及び副委員長の職務等)
- 第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある とき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 委員会の会議(以下単に「会議」という。)は、 委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長と なる。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の 者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができ る。

(庶務)

- 第6条 委員会の庶務は、企画調整課において処理する。 (雑則)
- 第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に 関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。 附 則 (平成13年3月30日訓令第1号) この訓令は、平成13年4月1日から施行する。
附 則 (平成14年11月18日訓令第4号)
この訓令は、平成14年11月18日から施行する。
附 則 (平成17年3月31日訓令第1号)
この訓令は、平成17年4月1日から施行する。
附 則 (平成18年3月31日訓令第16号)
この訓令は、平成18年4月1日から施行する。
附 則 (平成19年3月31日訓令第3号)
この訓令は、平成19年4月1日から施行する。
附 則 (平成21年3月31日訓令第2号)
この訓令は、平成21年4月1日から施行する。
附 則 (平成21年3月31日訓令第1号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

総務課長
企画調整課長
財政課長
市民生活課長
健康課長
福祉課長
農政課長
水産商工課長
教育委員会学校教育課長
教育委員会生涯学習課長

枕崎市男女共同参画推進懇話会設置要綱

平成11年3月31日枕崎市告示第20号

(設置)

第1条 本市における女性問題の現状を把握し、男女共同参画に関する施策の企画及び推進に資するため、枕崎市男女共同参画推進懇話会(以下「懇話会」という。) を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、男女共同参画を推進するために必要 な事項を調査審議し、市長に提言を行う。

(組織)

- 第3条 懇話会は、委員15名以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 市内各団体及び事業所の代表者
 - (3) 一般公募による者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を 生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間と する。
- 3 委員は、再任されることができる。(会長及び副会長)
- 第4条 懇話会に会長及び副会長各1名を置き、委員の 互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は 会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

(部会)

- 第5条 懇話会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の任期開始後最初に行われる会議は、市長が招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くこと ができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可 否同数のときは、会長の決するところによる。
- 第6条 特に専門的に調査研究する必要があると認める ときは、懇話会に部会を置くことができる。
- 2 部会は、委員の中から会長の指名する者をもって組織する。

(庶務)

- 第7条 懇話会の庶務は、企画調整課において処理する。 (雑則)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に 関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 枕崎市女性の広場推進会議設置要綱(平成9年枕崎 市告示第38号)は、廃止する。

附 則(平成17年3月31日告示第9号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日告示第23号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日告示第25号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

~ 枕崎市男女共同参画プラン策定にご尽力いただいた方々(敬称略)~

枕崎市男女共同参画推進懇話会委員

役 職	氏名	役	職	氏名	役	職	氏名
会 長	山崎 喜久枝	委	員	高松 健太郎	委	員	中村 ゆかり
副会長	向 井 豊 行	委	員	森 康作	委	員	西村 ヤチョ
委員	上竹浩一	委	員	奥 田 京 子	委	員	山内 タミ子
委員	岩下 さおり	委	員	実吉 国盛	委	員	吉見 千恵子
委員	永田 美智子						

枕崎市役所ワーキンググループ

役	職	氏名	役	職	氏名	役	職	氏名
委	員	揚村 満智子	委	員	池 田 洋 美	委	員	板敷 孝太郎
委	員	板 敷 弘子	委	員	今門 俊彦	委	員	尾辻 のぞみ
委	員	篭 原 法子	委	員	加治屋昭則	委	員	茅野 真利子
委	員	小 湊 哲 郎	委	員	下山 香代子	委	員	白澤 節子
委	員	新屋 敷 増	委	員	立石 加奈子	委	員	立石 よし子
委	員	寺園 ミヤ	委	員	永田 映美子	委	員	中村 浩一朗
委	員	中山 俊吾	委	員	松田 章子	委	員	宮下 和也
委	員	山神 加津子	委	員	山下 重子	委	員	山元 恵子
委	員	吉留謙二	委	員	山 崎 光 子	委	員	日 渡 輝 明

男女共同参画社会の形成の促進に関する国内外及び本県の動き

年	国連関係	日本	鹿児島県
1975 年	●国際婦人年	●婦人問題企画推進本部及び	
(昭和50年)	●「国際婦人年世界会議」	婦人問題企画推進会議設置	
	(メキシコシティ)	●総理府婦人問題担当室設置	
	●「世界行動計画」採択	●「育児休業法」成立(昭和51年	
		施行,女子教員・看護婦・保	
		母を対象)	
1976年	●「国連婦人の10年」始ま	●「民法」改正・施行(婚氏族	
(昭和51年)	る	称制度)	
1977 年		●「国内行動計画」(昭和 52 年	
(昭和52年)		~昭和61年) 策定	
		●国立婦人教育会館(現国立女性	
		教育会館)開館	
1979 年	●「女子に対するあらゆる		●女性問題の窓口を青少年婦
(昭和54年)	形態の差別撤廃条約(女子		人課に設置
	差別撤廃条約)」採択		●婦人関係行政推進連絡会議
			及び婦人問題懇話会設置
1980年	●国連婦人の 10 年中間年	●「女子差別撤廃条約」署名	●婦人の生活実態と意識調査
(昭和55年)	世界会議(第2回世界女	●「民法」及び「家事審判法」	実施
	性会議コペンハーゲン)	改正(配偶者の相続分引き上げ)	●第1回「婦人の船」中国へ
	●「国連婦人も10年後半期		派遣
	行動プログラム」採択		
1981年	●「女子差別撤廃条約」発効	●「国内行動計画」後期重点目標	●「鹿児島県婦人対策基本
(昭和56年)	●「ILO第 156 号条約(家族	決定	計画」策定 (計画期間:
	的責任を有する労働者条約)		昭和 56 年度~昭和 60 年度)
	」採択		
1984年		●「国籍法」及び「戸籍法」改正	
(昭和59年)		(国籍の父母両系主義採用)	
1985 年	●国連婦人の 10 年最終年	●生活保護基準額の男女差別	●鹿児島県新総合計画に「婦人
(昭和60年)	世界会議(第3回世界女性	解消	の地位向上の推進」を掲げる
	会議ナイロビ)	●「国民年金法」改正(女性の	●広報誌「かごしまの婦人」
	●「婦人地位向上のための	年金権の確立)	発刊(昭和60年~平成元年)
	ナイロビ将来戦略」採択	●「男女雇用機会均等法」公布	
		(昭和61年施行)	
		●「女子差別撤廃条約」批准	

年	国連関係	日本	鹿児島県
1986 年		●「労働基準法」改正(女子	
(昭和61年)		保護規定一部廃止, 母性保護	
		規定の拡充)	
		●婦人問題企画推進会議拡充	
		(構成を全省庁に拡大)	
		●婦人問題企画推進有識者会議	
		開催	
1987年		●「西暦 2000 年に向けての新国	
(昭和62年)		内行動計画」策定	
1989年			●女性問題に関する県民意
(平成元年)			識調査実施
			●広報誌「かごしまの女性」
			発刊(平成元年~平成3年)
1990年	●国際経済社会理事会「ナ		●婦人政策室設置
(平成2年)	イロビ将来戦略の第1回		
	見直しと評価に伴う勧告		
	及び結論」採択		
1991年		●「西暦 2000 年に向けての新国	●婦人政策を女性政策室に
(平成3年)		内行動計画」第1次改訂	改称
		●「育児休業法」公布(平成4年	●「鹿児島女性プラン 21」
		施行)	策定(計画期間:平成3年度
			~平成 12 年度)
			●鹿児島女性プラン 21 推進
			会議及び鹿児島県女性行政
			連絡会議設置
1992年	●国連環境開発会議	●婦人問題担当大臣任命	●広報誌「ハーモニー」発刊
(平成4年)	(リオデジャネイロ)		(平成4年~平成16年)
1993 年	●世界人権会議「ウィーン宣	●中学校での家庭科の男女必修	
(平成5年)	言」採択	完全実施	
	●「女子に対する暴力の撤	●「パートタイム労働法」公布	
	廃に関する宣言」採択	• 施行	
1994年	●国際人口・開発会議「カイ	●高校での家庭科の男女必修	
(平成6年)	口宣言及び行動計画」採択	完全実施	
		●総理府男女共同参画室設置	
		●男女共同参画審議会設置	
		●男女共同参画推進本部設置	

年	国連関係	日本	鹿児島県
1995 年	●第4回国連世界女性会議	●「育児・介護休業法」成立	●鹿児島県「女性の翼」団員
(平成7年)	(北京) 「北京宣言及び行	(介護休業に関する部分を平成	を北京の世界女性会議・
	動綱領」採択	11年から実施)	NGOフォーラムへ派遣
			●鹿児島の男女の意識に関
			する調査の調査実施
1996年		●男女共同参画推進連携会議	
(平成8年)		(えがりてネットワーク) 発足	
		●「男女共同参画ビジョン」答申	
		●「男女共同参画 2000 年プラ	
		ン」策定	
		●「優生保護法」を一部改正し,	
		「母体保護法」公布・施行	
1997 年		●「男女共同参画審議会設置法」	
(平成9年)		により男女共同参画審議会設	
		置	
		●「男女雇用機会均等法」改正	
		(母性保護は平成10年にその	
		他は平成 11 年施行)	
		●「労働基準法」改正(平成11	
		年施行)	
		(深夜・休日・時間外労働に	
		おける女性就業規則の撤廃)	
		●「介護保険法」公布(平成12	
		年施行)	
1998年		●「男女共同参画社会基本法」に	
(平成 10 年)		ついての答申(男女共同参画審	
		議会)	
1999年	●第 43 回国連婦人の地位委	●「男女共同参画社会基本法」	●「かごしまハーモニープラ
(平成11年)	員会で「女子差別撤廃条	公布・施行	ン」策定(計画期間:平成
	約の選択議定書」を採択	●「食料・農業・農村基本法」	11 年度~平成 20 年度)
		公布・施行(女性の参画促進を	●かごしまハーモニープラン
		規定)	推進懇話会及び男女共同参
		●農林水産省「農山漁村男女共同	画推進本部設置
		参画推進指針」発表	
		●「少子化対策推進基本方針」	
		決定	

年	国連関係	日本	鹿児島県
2000年	●国連特別総会「女性 2000 年	●「男女共同参画基本計画」策定	
(平成 12 年)	会議」(ニューヨーク)	●「児童虐待防止法」公布・施行	
	「政治宣言及び成果文書」	●「ストーカー規正法」公布・	
	採択	施行	
2001年		●内閣府に男女共同参画会議及	●女性政策室を男女共同参画
(平成 13 年)		び男女共同参画局設置	室に改称
		●「配偶者暴力防止法」公布・	●「鹿児島県男女共同参画推
		施行	進条例」公布(平成 14 年
		●第1回男女共同参画週間	施行)
		(6月23日~29日)	●鹿児島の男女の意識に関す
		●閣議決定「仕事と子育ての両	る調査実施
		立支援策の方針について」	
2002年		●「健康増進法」公布(平成 15 年	●鹿児島県男女共同参画審議
(平成 14 年)		施行)	会設置
			●婦人相談所(現女性相談セン
			ター)を配偶者暴力相談支援
			センターに指定
2003 年	●第29会期国連女子差別撤廃	●男女共同参画推進本部「女姓	●青少年女性課と男女共同参
(平成 15 年)	委員会	のチャレンジ支援策の推進に	画室を再編し、青少年男女共
		ついて」決定	同参画課を設置
		●「次世代育成支援対策推進法」	●かごしま県民交流センター
		公布・施行	設立に併せ,男女共同参画セ
		●「少子化社会対策基本法」公布	ンターを設置
		施行	
2004年		●「配偶者暴力防止法」改正	●配偶者等からの暴力対策会
(平成 16 年)		(「配偶者からの暴力」の定義	議の設置
		の拡大,都道府県への基本計画	
		の策定義務化等)	
2005年	●第 49 回国際婦人の地位向上	●「第2次男女共同参画基本計	
(平成17年)	委員会「北京+10」	画」策定	
	(ニューヨーク)	●「女性の再チャレンジ支援プ	
		ラン」策定	
2006年		●「男女雇用機会均等法」改正	●「配偶者からの暴力の防止
(平成 18 年)		(性別による差別禁止の範囲	及び被害者支援計画」策定
		拡大,間接差別規定の導入等)	●男女共同参画センターを配
			偶者暴力相談支援センター
			に指定

年	国連関係	日本	鹿児島県
2007年		●「配偶者暴力防止法」改正	●各地振興局及び各支庁の保
(平成 19 年)		(保護命令制度の拡充, 市町	健福祉環境部(7か所)を配
		村に対する基本計画策定の努	偶者暴力相談支援センター
		力義務等,平成 20 年施行)	に指定
			●鹿児島の男女の意識に関す
			る調査実施
			●婦人相談所の移転及び女性
			相談センターへの名称変更
2008年			●「鹿児島県男女共同参画基
(平成 20 年)			本計画」策定(計画期間:平
			成 20 年度~平成 24 年度)
2009年			●「鹿児島県配偶者等からの
(平成21年)			暴力の防止及び被害者支援
			計画」改定
2010年		●「第3次男女共同参画基本計	
(平成22年)		画」策定(平成22年12月17日	
		閣議決定)	



枕崎市

第2次枕崎市 男女共同参画プラン

平成 24 年度~平成 33 年度

発行日/平成24年3月

発 行/枕崎市企画調整課

〒898-8501 鹿児島県枕崎市千代田町 27 番地

電話(0993)72-1111 ファックス(0993)72-9436

ホームページ: http://www.city.makurazaki.lg.jp/